

福岡県における 地域クラブ活動の推進に向けたガイドライン

～子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して
親しむことができる活動機会の確保・充実に向けて～

【ガイドライン対象期間】
令和8年度～令和10年度

令和8年3月

福岡県

福岡県教育委員会

目次

本ガイドラインの考え方

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 ガイドラインの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 対象の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

地域クラブ活動の推進に向けた県の方針

- 1 県としての方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 「子供たちにとって望ましい」とは
 - (2) 「地域クラブ活動」とは
- 2 地域展開により見込まれる効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (1) 子供たちの効果(メリット)
 - (2) 地域の効果(メリット)
 - (3) 教師の効果(メリット)
- 3 地域クラブ活動の推進に向けたスケジュール・・・・・・・・・・・・4

福岡県の中学校の現状

- 1 運動部活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 地域クラブ活動及び学校部活動に関する実態アンケート・・・・・・・・7
 - (1) 生徒に対するアンケート結果
 - ① 地域クラブ活動に関する結果
 - ② 学校部活動に関する結果
 - (2) 保護者(小学生)に対するアンケート結果(小学生と一緒に回答)
 - (3) 保護者(中学生)に対するアンケート結果
 - (4) 教職員に対するアンケート結果

地域クラブ活動の適切な運営について

- 1 適切な活動時間や休養日等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 指導者資格の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 認定制度の円滑な整備・運用に向けた取組・・・・・・・・・・・・13
- 4 広域連携の取組を支援する協議の場の設定・・・・・・・・・・・・14
- 5 地域クラブ活動の運営モデルの提示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - (1) 直営型
 - (2) 総合型地域スポーツクラブ運営型
 - (3) 自主運営型
 - (4) 協議会運営型
 - (5) 地域学校協働本部運営型
 - (6) 協会運営型
 - (7) 広域連携型

地域展開に向けた県及び市町村の取組

- 1 地域展開の円滑な推進に当たっての対応……………18
 - (1) 推進体制の整備
 - (2) 各課題への対応
 - ① 運営団体・実施主体の整備
 - ② 指導者の確保と育成
 - ③ 活動場所の確保
 - ④ 移動手段の確保
 - ⑤ 子供たちの安全確保
 - ⑥ 障がいのある子供たちの活動機会の確保
 - (3) 子供たちのニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進
- 2 大会・コンクールの在り方……………23
- 3 平日の地域展開に向けて……………24

関連する法令・制度等

- 1 学校部活動の地域展開に係る根拠法令……………25
 - (1) スポーツ基本法(令和7年改正、抜粋)
 - (2) 公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号、附則〔抜粋〕)
- 2 兼職兼業の在り方……………25

資料

- ・令和6・7年度「地域スポーツクラブ体制整備事業」における重点地域の取組
- ・福岡県の取組
- ・関係団体・組織のホームページ
- ・各種様式例
- ・こども性暴力防止法に基づく誓約書(誓約書・内定通知書参考例)
- ・スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート
- ・アンケート例

本ガイドラインの考え方

1 策定の趣旨

令和2年9月スポーツ庁等の通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において「令和5年度以降、休日の学校部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の学校部活動の指導を望まない教師が休日の学校部活動に従事しないこととする」ことが示された。さらに、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、「学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組む」ことが示された。これらを踏まえ、本県では令和5年3月に「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度を推進期間として「部活動改革セミナー」による先進事例等の情報提供や、市町村における「部活動の地域移行の実証事業」を実施し、市町村に対し事業成果の普及を図るなど、取組を進めてきた。しかし、令和7年8月に実施した学校部活動の地域移行等に関する進捗状況調査において、「市町村内に設置している学校のうち、1校あるいは1つの部活動でも地域移行に取り組んでいる学校があるか」という質問に対し、「ある」と回答した市町村は22に留まっている。このような中、令和7年5月に地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議において、最終取りまとめがなされ、同年12月に文部科学省から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(以下、国のガイドライン)が公表された。改革の方向性として、改革期間の更新(令和8年度～令和10年度が改革実行期間(前期)、令和11年度～令和13年度が改革実行期間(後期))や取組方針の明確化、認定制度等の具体等について新たに示された。そこで、本県における令和5年度から令和7年度の実施内容を見直すとともに、国のガイドラインの内容を反映した新たなガイドラインを策定することとした。

県が公表している年齢別の調査結果によると、本県における年齢別(12歳～14歳)の人口推移は令和5年から徐々に減少しており、令和12年には約1万人が減少する想定となっている。近い将来、従来の学校部活動の環境を維持することが困難となり、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなることが懸念される。これらの現状を踏まえ、各市町村においては、国のガイドラインや本ガイドラインを参考に、子供たちが地域においてスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる活動機会の確保・充実に向けて、地域の実情に応じた取組を推進していただきたい。

2 基本的な考え方

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要である。地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な在り方が想定されることから、各市町村においては、スポーツ・文化芸術活動の役割や意義を踏まえて、地域の実情に応じた適切な形態等で実施することが望ましい。

3 ガイドラインの性格

本ガイドラインは、本県の子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保・充実に向けて、県や各市町村が果たすべき役割を示すとともに、令和10年度までの目指すべき姿や、令和13年度までの道筋を示すものであり、各市町村が方針を策定する上で、参考としていただくものである。

4 対象の期間

本ガイドラインは、令和10年度までの3年間の取組を対象とする。

※学校部活動の「地域展開」と「地域連携」の内容は、下記のとおりである。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合「地域展開等」と示す。

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動へ展開すること ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、 ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
「地域連携」	学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月)文部科学省より

※「地域移行」から「地域展開」への名称変更の理由については、下記のとおりである。

<p>「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)(以下、「現行ガイドライン」という。)等では地域全体で連携して行う取組のうち、<u>生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を学校部活動から地域クラブ活動へ、実施主体を学校から地域へ転換していくことを「地域移行」という名称で示してきたところ、改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から名称を変更することとする。</u></p> <p>具体的には、<u>①学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするとともに、②活動内容等についても、学校部活動における部活動指導員等の配置を意味する「地域連携」よりも更に取組を進め、地域に存在する人的・物的資源(学校の体育・スポーツ・文化施設を含む)を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していくという意図を込めて、「地域移行」から、「地域展開」という名称に変更することとする。</u></p>
--

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月16日)[一部修正]

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議より

地域クラブ活動の推進に向けた県の方針

1 県としての方向性

子供たちにとって望ましい「地域クラブ活動」の推進

～地域の実情に応じた休日の学校部活動の地域展開等を中心に～

(1) 「子供たちにとって望ましい」とは

人格の形成、望ましい人間関係の構築、スポーツ・文化芸術の振興等、これまでの学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させるとともに、「適切な休養日及び活動時間等の設定などのバランスの良い活動」や「子供たちの健康・安全の確保」、「体罰やハラスメントの防止」など、適切な運営がなされ、専門性を備えた指導者による指導や、適切な活動場所が確保され、発達段階やニーズに応じた活動など指導が充実していることをいう。

人格の形成、望ましい人間関係の構築、スポーツ・文化芸術の振興等、これまでの学校における部活動の教育的意義や役割を継承・発展している状態。

適切な運営

- バランスの良い活動の実施
※休養日、活動時間
- 子供たちの健康・安全の確保
※危機管理の徹底、施設設備の安全点検
- 体罰やハラスメントの防止

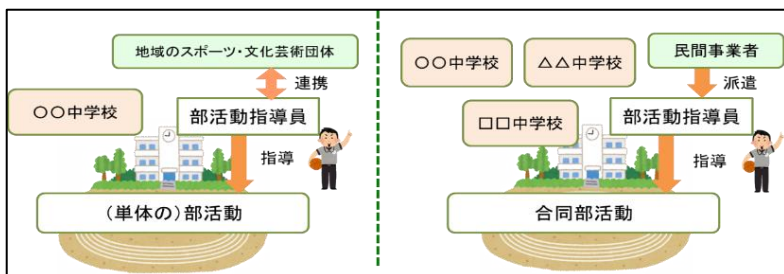
指導の充実

- 専門性を備えた指導者による指導
- 適切な活動場所の確保
- 発達段階やニーズに応じた活動の実施

+

(2) 「地域クラブ活動」とは

学校部活動にかわり、市町村や各地域に設置される団体等で、子供たちが取り組むスポーツ・文化芸術活動をいう。



地域展開

※P14～地域クラブ活動の運営モデル参照

地域クラブ活動の設置にあたり、以下①②③のようなことが考えられる。

- ① 活動の枠組みは、地域の運営団体や既存のスポーツ少年団等が実施主体となり希望する中学生を受け入れ活動するもの、現在の学校部活動の単位、または、合同で活動するものなどが考えられる。これらの活動の維持・運営には財源が必要になることから、一定の会費を設定することが必要になると考えられる。
- ② 段階的に地域展開を進める過程において、上図のような地域のスポーツ・文化芸術団体や民間事業者との連携による合同部活動^{※1}など、部活動指導員を派遣する「地域連携」^{※2}も考えられる。

※1 合同部活動とは、複数校の生徒が拠点となる学校で実施する学校部活動のこと

※2 学校部活動の地域連携の詳細は、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」を参照

- ③ 国のガイドラインにおいて、「認定地域クラブ活動」に関する認定制度が示され、認定の要件が明記された(P13参照)。国が示す認定要件・認定手続きに基づき、市町村が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築することが規定されている。今後、多くの地域クラブ活動が「認定地域クラブ活動」に認定され、学校施設の優先利用等が認められることで、費用が抑えられ、子供たちが参加しやすい環境を整備できることが期待される。

◇ ①②③について県が行う支援等

- ・ 市町村による学校部活動の地域展開を支援するため、地域クラブ活動の実施に要する費用や、市町村の推進体制整備、経済的困窮世帯への支援等に係る費用の一部を当面の間、国・県が助成する。
- ・ 県域でマッチングが可能な指導者人材バンクを設置する。
- ・ 指導者を養成・確保するための研修会を実施する。

2 地域展開により見込まれる効果

(1) 子供たちの効果(メリット)

- ・ 専門的な知識や技能を有した指導者の指導を受けることができる。
- ・ 同校の子供のみならず、他校や多世代間での交流を通して、人格形成に寄与することができる。
- ・ 少子化のため、存続できなくなった活動を継続できる。
- ・ レクリエーション的な活動やシーズン制による活動など、自己の目的に応じた活動を選択することができる。

(2) 地域の効果(メリット)

- ・ 多世代間が交流して活動することができ、新たなコミュニティが生まれる。
- ・ 地域で育った子供たちが、将来的に地域の指導者として活躍し、その地域に留まるなど、地域クラブ活動自体が地域の魅力となる。

(3) 教師の効果(メリット)

- ・ 学校全体の業務軽減につながる。
- ・ 自分の意思で地域クラブ活動の指導に関わることを選択できる。
- ・ 兼職兼業で従事することにより、対価を受けながら自己の専門性を生かすことができる。

3 地域クラブ活動の推進に向けたスケジュール

令和8年度から令和13年度までに、休日の学校部活動について各市町村の実情に応じて段階的に地域展開していくこととする。そのために、令和10年度までに確実に休日の地域展開に着手^{※1}することとする。なお、着手後はできる限り前倒しでの地域展開の実現^{※2}を目指すことが望ましい。その際、将来的に平日の学校部活動の地域展開等についても視野に入れ、平日においても地域クラブ活動の指導者と積極的に連携していくことが必要である。

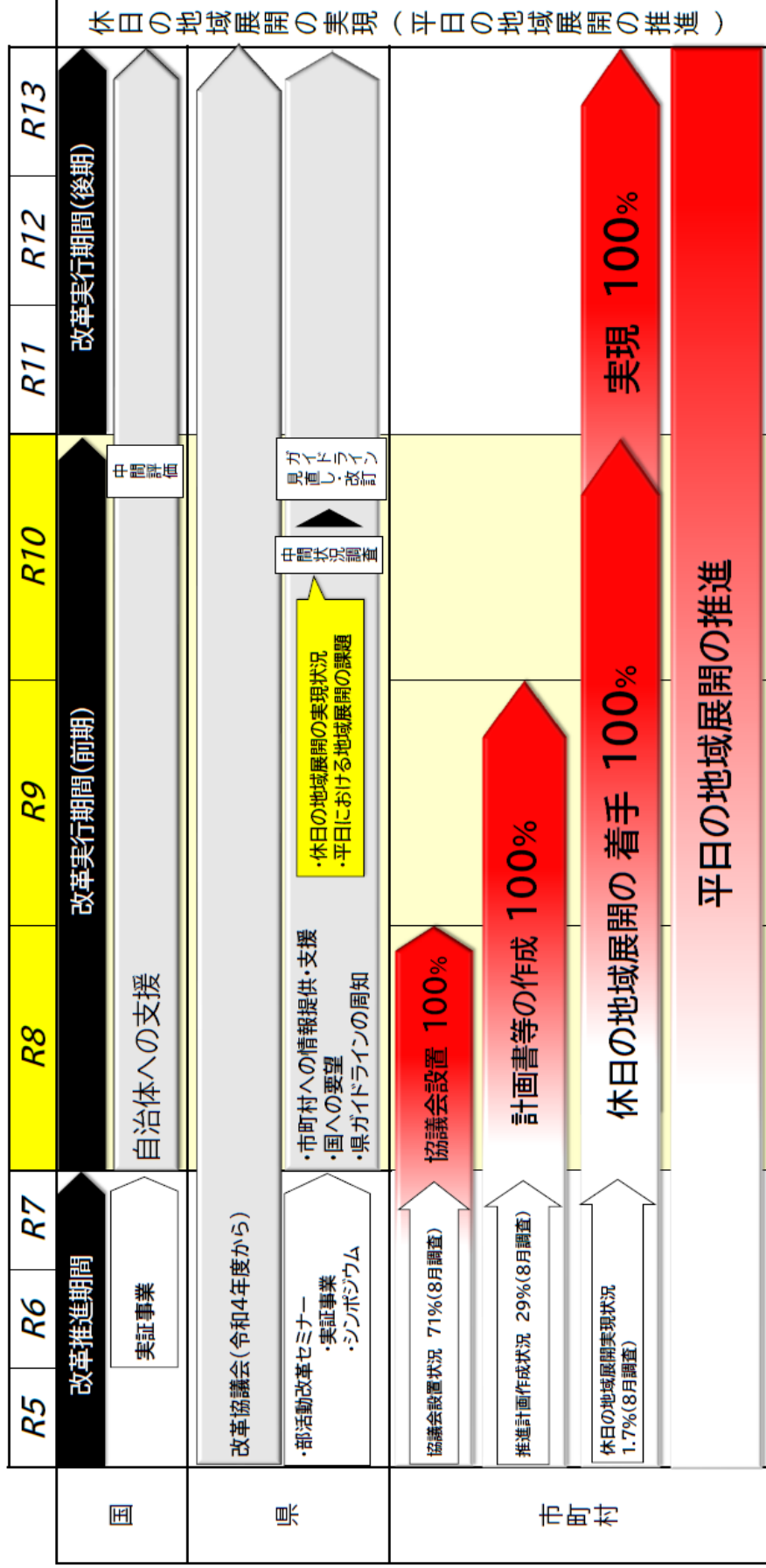
このことから平日の地域展開等は、休日とともにできるところから取り組むこととする。令和11年度以降について、国が示す改革実行期間(前期)における進捗状況を検証し、令和10年度中に改めて県としての方向性(平日の地域展開等を中心としたもの)を示すこととする。

◇ 学校部活動の地域展開に関する語句の整理

※1 地域展開に着手…協議会等の会議体を設置し、令和13年度までに休日の地域展開を実現するための計画書(ロードマップ含)等を作成するとともに、少なくとも1校(全部活動が困難な場合、1つの部活動でも可)が地域展開を実施している。

※2 地域展開の実現…原則として、各学校においてすべての学校部活動が地域クラブ活動へ展開している。

福岡県における学校部活動の地域展開に向けたロードマップ

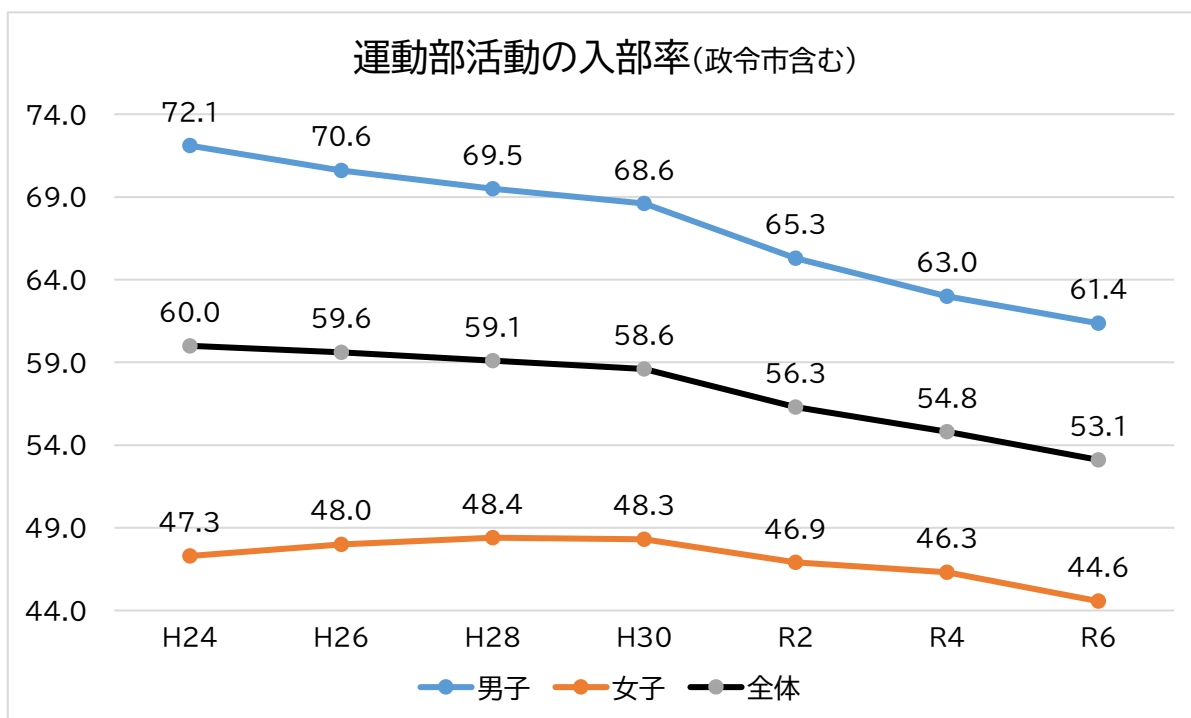
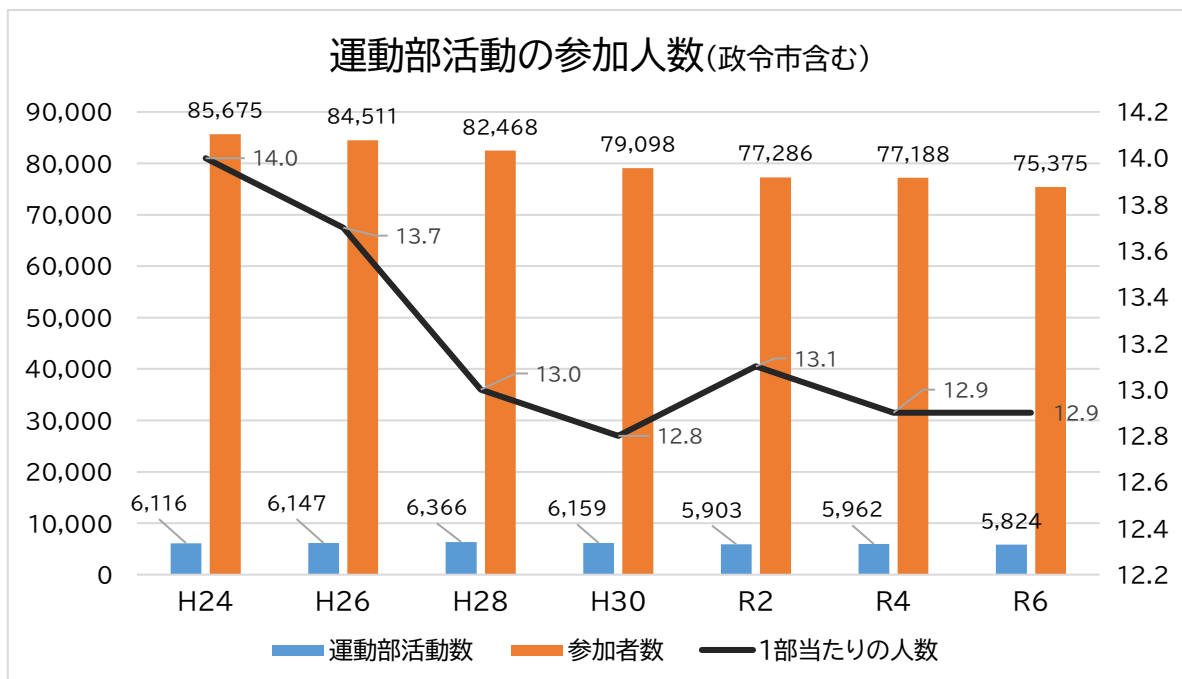


※ 上記の状況(8月調査)は、R7.8月の進捗状況調査による。

福岡県の中学校の現状

1 運動部活動について

運動部活動数、参加者数、運動部活動の入部率は、減少傾向にある。



福岡県中体連情報をもとに県教育委員会で作成

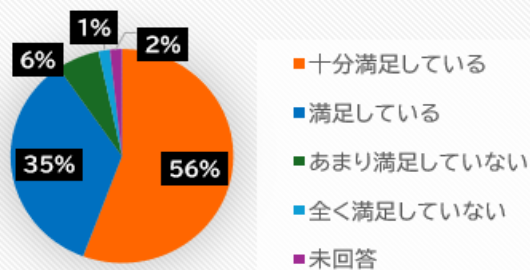
2 地域クラブ活動及び学校部活動に関する実態アンケート

- 1 アンケート実施期間 令和7年10月17日(金)～10月26日(日)
- 2 アンケート対象 各教育事務所管内小・中学校の児童・生徒・保護者・教職員
 ※ 児童(小学校5・6年)については保護者を対象に、児童と一緒に回答
- 3 回答数 生徒 6,749名 保護者 3,534名(小学校5・6年保護者含) 教職員 538名
 ※ 令和4年度調査において、質問した項目に「★」を添付

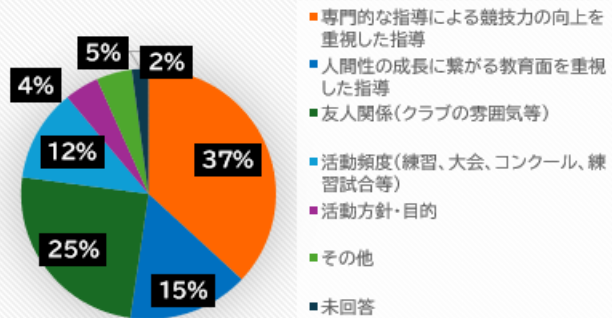
(1) 生徒に対するアンケート結果

① 地域クラブ活動に関する結果

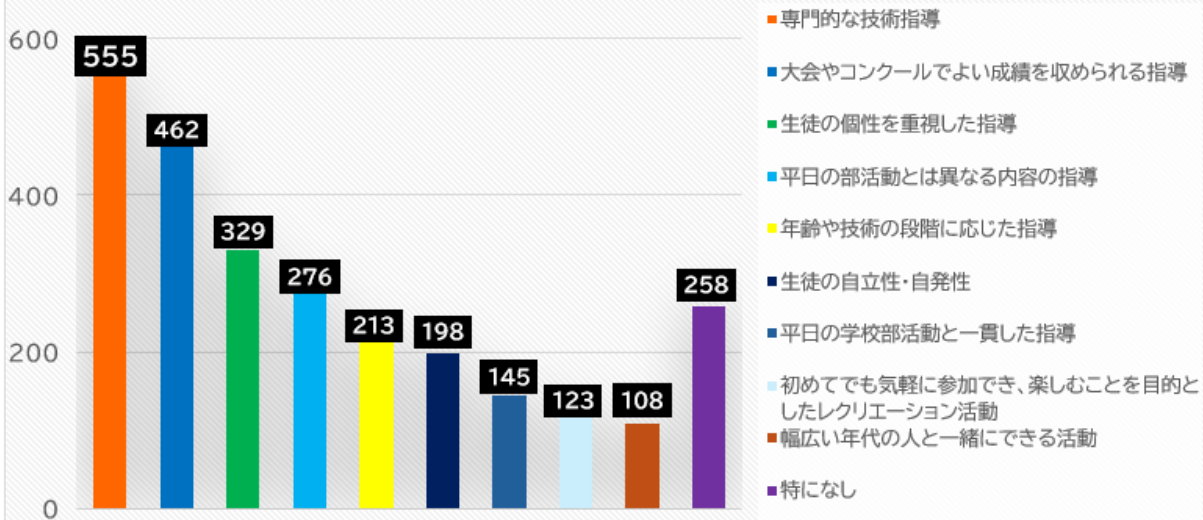
所属している地域クラブ活動の満足度について



満足度の理由について

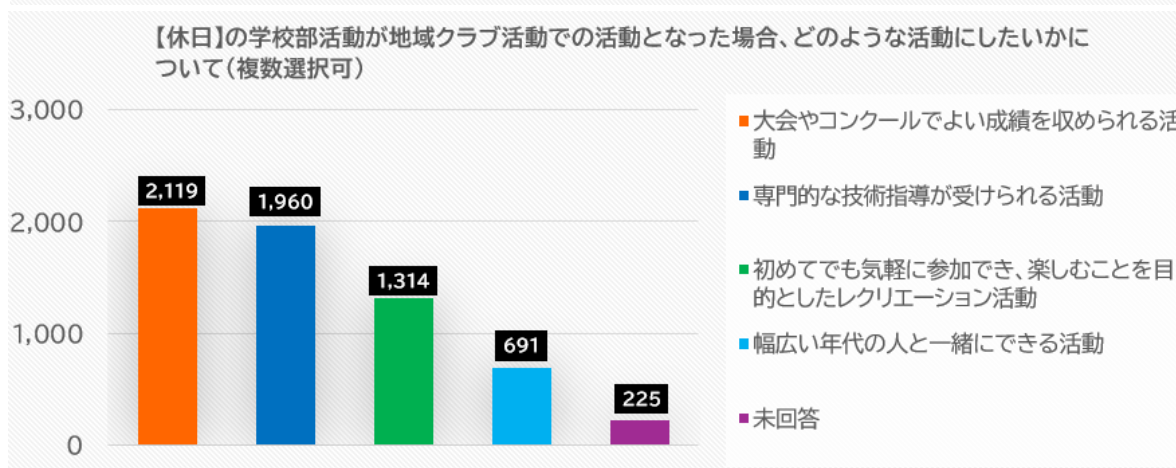
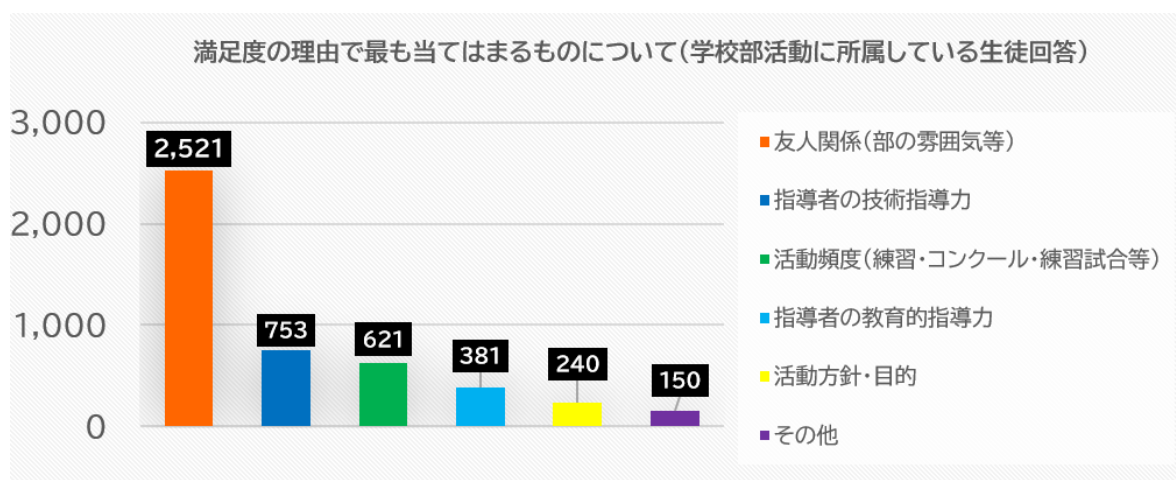
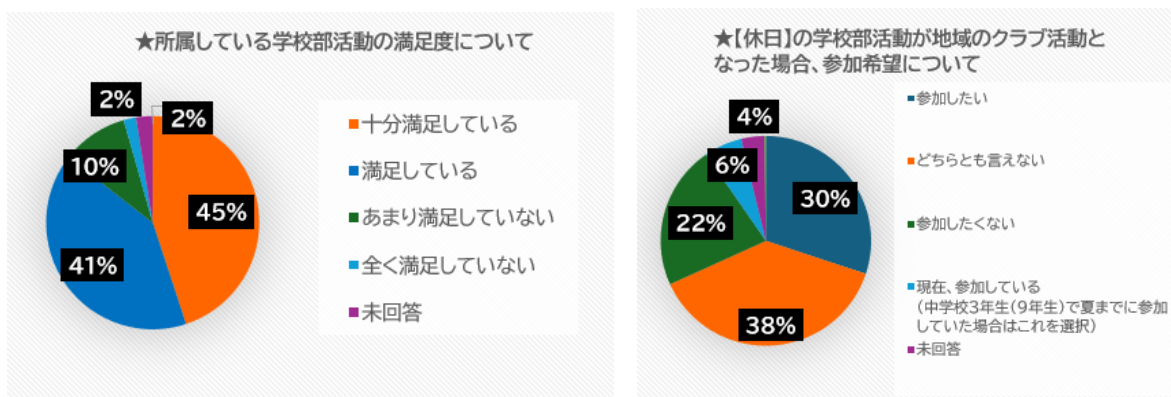


休日の地域クラブで行われる活動に期待することについて(複数選択可)



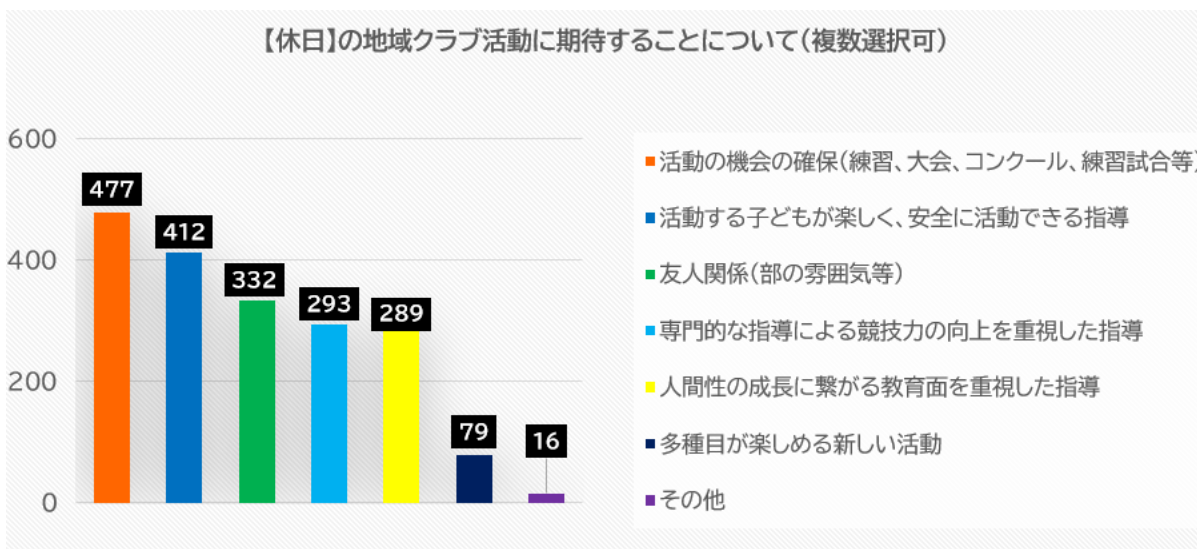
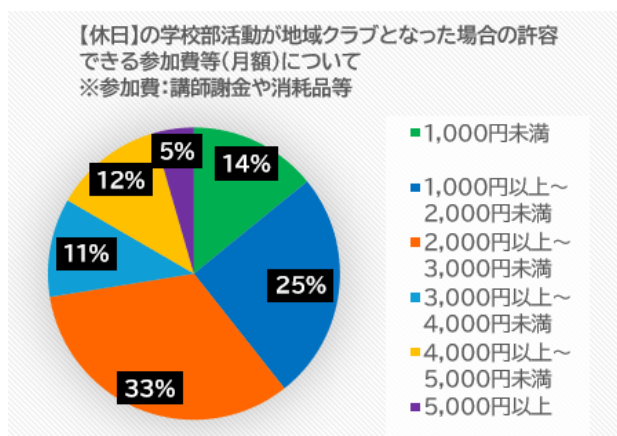
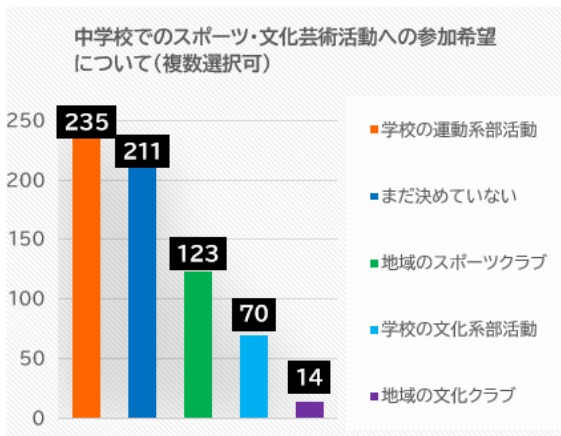
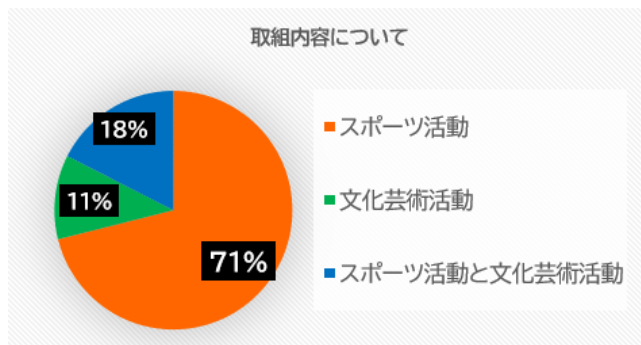
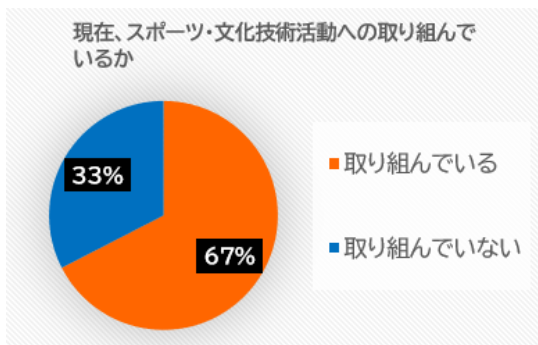
- ・ 地域クラブ活動に所属している多くの生徒が満足しており、理由については、「専門的な指導による競技力の向上を重視した指導」、「友人関係(クラブの雰囲気等)」、「人間性の成長に繋がる教育面を重視した指導」が大半を占めている。
- ・ 活動において期待することについては、「専門的な技術指導」、「大会やコンクールでよい成績を収められる指導」、「生徒の個性を重視した指導」が上位となっている。

② 学校部活動に関する結果



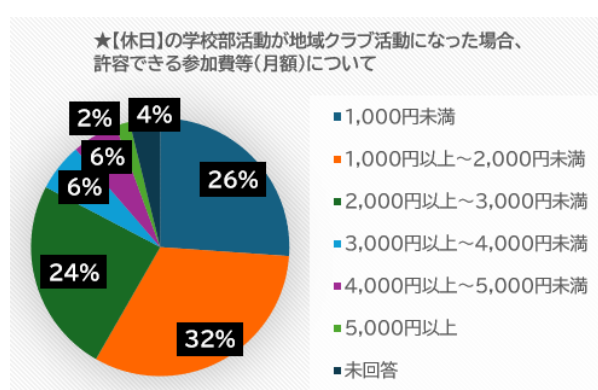
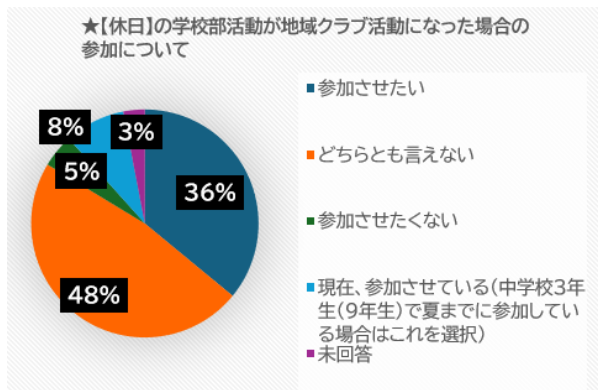
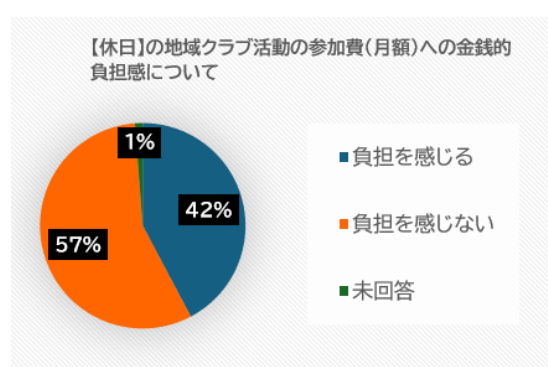
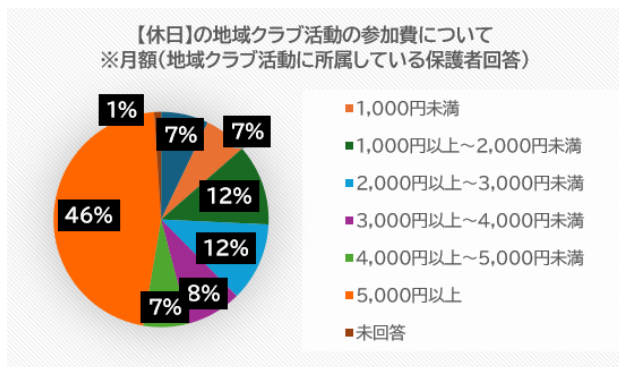
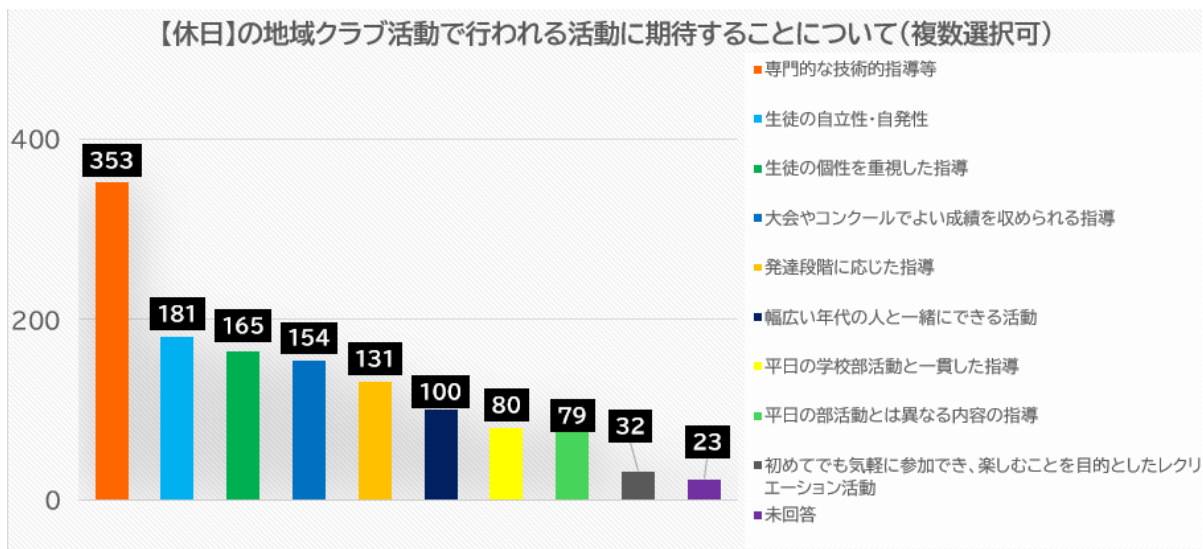
- ・ 学校部活動に所属している多くの生徒が満足しており、その理由については「友人関係(部の雰囲気等)」が大半を占めている。(令和4年度調査時とほぼ同様の結果)
- ・ 学校部活動が地域クラブ活動となった場合、どのような活動にしたいかについては、「大会やコンクールでよい成績を収められる活動」、「専門的な技術指導が受けられる活動」が上位となっている。
- ・ 休日の学校部活動が地域のクラブ活動となった場合の参加希望については、「どちらとも言えない」が全体の3分の1を占め、「参加したい」が「参加したくない」を若干上回っている。

(2) 保護者(小学生)に対するアンケート結果(小学生と一緒に回答)



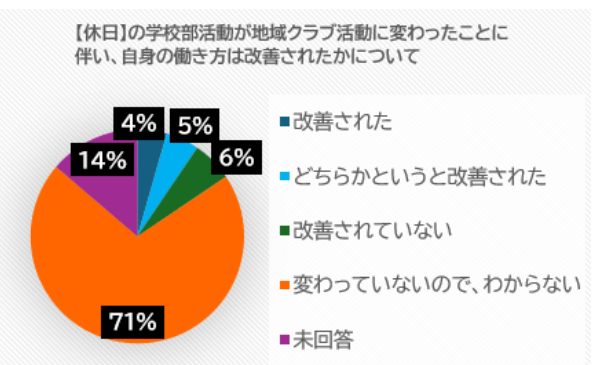
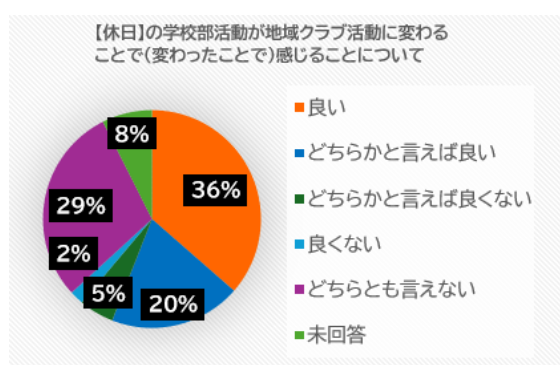
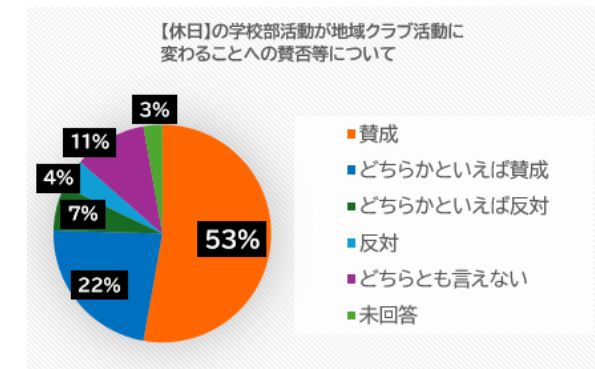
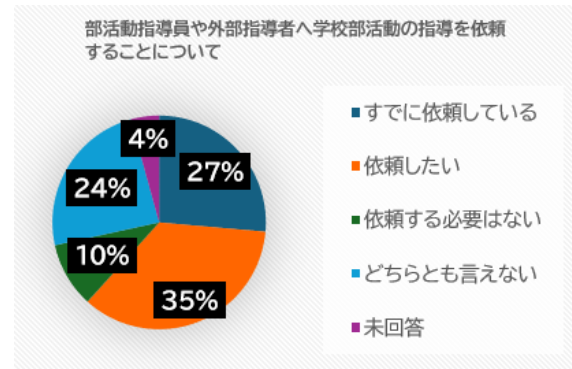
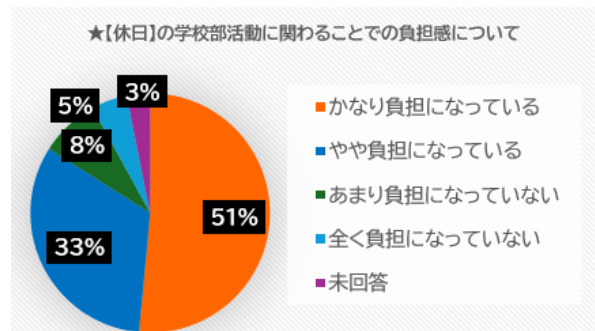
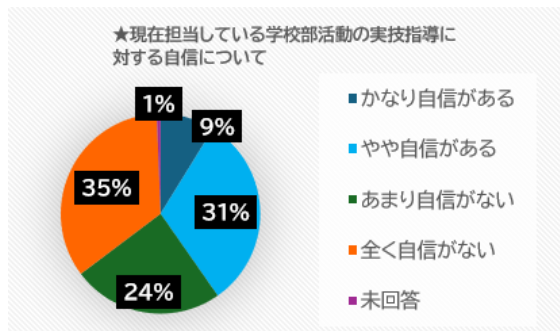
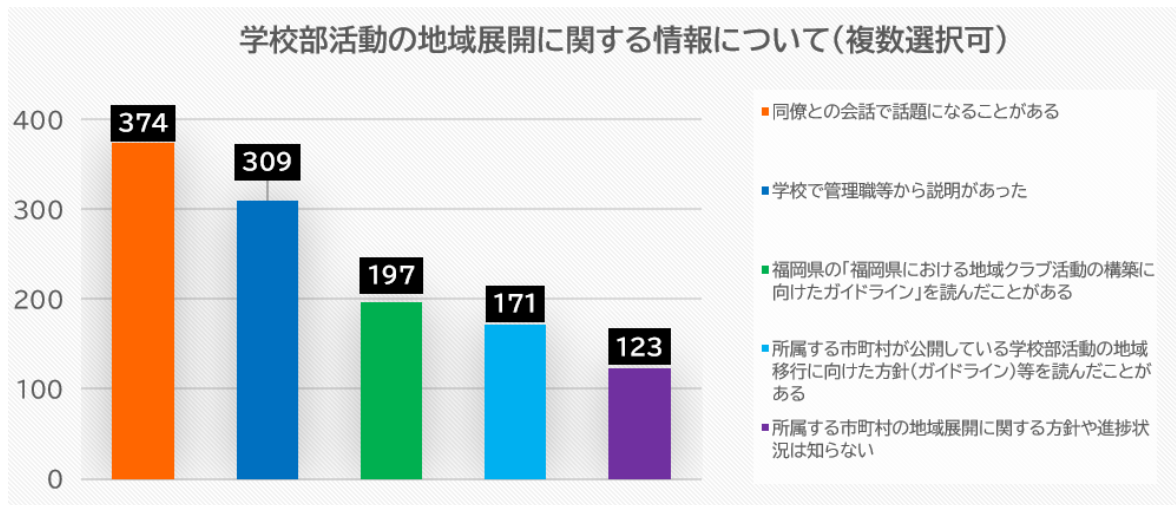
- ・ 約7割の児童がスポーツ・文化芸術活動へ取り組んでいる。そのうち、取組内容については約7割がスポーツ活動、約1割が文化芸術活動、約2割がスポーツ活動と文化芸術活動両方に取り組んでいる。
- ・ 中学校へ入学した際のスポーツ・文化芸術活動への参加希望については、「学校の運動系部活動」が最も多く、次いで「まだ決定していない」となっている。
- ・ 許容できる参加費については、1,000円以上～2,000円未満、2,000円以上～3,000円未満の層で約半分を占めている。
- ・ 休日の地域クラブ活動に期待することについては、「活動の機会の確保」が最も多く、次いで「活動する子供が楽しく、安全に活動できる指導」、「友人関係」となっている。

(3) 保護者(中学生)に対するアンケート結果

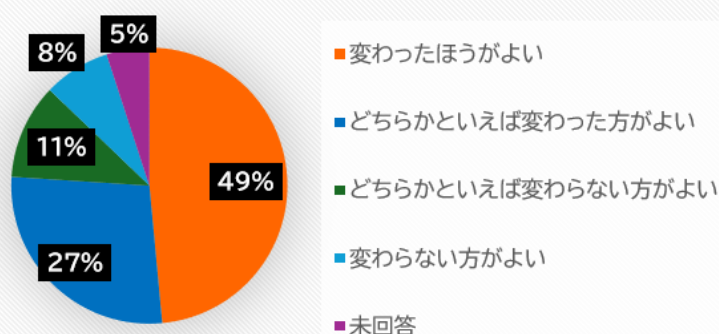


- ・ 休日の地域クラブ活動に期待することについては「専門的な技術的指導等」が最も多く、次いで「生徒の自立性・自発性」となっている。
- ・ 所属している地域クラブ活動の参加費について、5,000円以上が約半数を占めているが、金銭的負担感については約6割が「負担を感じない」となっている。
- ・ 学校部活動に所属している生徒の保護者で地域クラブ活動になった場合の参加については、「どちらとも言えない」が半数を占めているが、令和4年度調査と比較すると「参加させたい」がやや増加している。
- ・ 許容できる参加費等(月額)については、令和4年度調査と比較すると1,000円以上～3,000円未満の層が増加しており、許容できる額がやや増加している。

(4) 教職員に対するアンケート結果



【平日】の学校部活動が地域クラブ活動に変わることにについて



- ・ 学校部活動の地域展開に関する情報については、「同僚との会話」が最も多く、次いで「管理職からの説明」となっている。
- ・ 学校部活動の実技指導に対する自信については、「あまり自信がない」、「全く自信がない」の回答が約6割を占めている。(令和4年度調査時とほぼ同様の結果)
- ・ 学校部活動に関わることへの負担感については、8割以上が負担と感じている。(令和4年度調査時とほぼ同様の結果)
- ・ 指導については、部活動指導員や外部指導者へ指導を依頼している(したい)という回答が6割を占めており、学校部活動の負担感は軽減していないことが窺える。
- ・ 休日の学校部活動が地域クラブ活動に変わることにについては、約半数が「賛成」となっている。更に変わる(変わった)ことで「良い」と回答している教職員が3分の1を占めている。
- ・ 働き方の改善については、約7割が「変わっていないので分からない」となっている。
- ・ 平日の学校部活動が地域クラブ活動に変わることにについては、約半数が「変わったほうがよい」となっている。

地域クラブ活動の適切な運営について

1 適切な活動時間や休養日等の確保

子供たちの心身の成長に配慮し、健康に生活を送ることができるように配慮する。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、週当たり2日以上、休養日(平日1日以上、週末1日以上)を設定する。その上で、合理的・科学的かつ効率的・効果的な活動となるようにする。

また、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、改革の進展に伴い、学校部活動と地域クラブ活動を合わせて、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上、休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応も可能である。

※学校部活動の適切な運営については、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」参照

2 指導者資格の取得

県は、安全・安心な指導を提供できるように県の指導者養成カリキュラムの受講や公認の資格の取得を奨励する。

① 福岡県地域クラブ指導者研修の受講奨励

- ・ スポーツ・文化芸術活動に関わる指導者に対する研修会を設定し、質の向上に努める。
- ・ 子供たちの発達段階に応じた、適切かつ効果的な指導に関する資質・能力を習得するため、福岡県地域クラブ指導者研修の受講を奨励する。
- ・ 福岡県地域クラブ指導者研修を修了した指導者に対し、修了証を発行する。

② 公認指導者資格の取得奨励

- ・ 日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会公認スポーツ指導者資格や競技団体等の公認指導者資格の取得を奨励する。
- ・ 競技団体や文化芸術団体等が認定する指導者資格制度の周知を図るとともに、質の高い指導者の養成や資格取得を奨励する。

3 認定制度の円滑な整備・運用に向けた取組

国のガイドラインに示されている下記①～⑦の認定要件等に基づき、市町村において認定をされた当該地域クラブ活動は、「認定地域クラブ活動」と呼称する。

※ 認定要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること(選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。)
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること(日本版DBSの活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等)
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」別冊資料①(令和7年12月)文部科学省より

具体的な確認事項等については、以下参照。
 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度

別紙1 地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項



4 広域連携の取組を支援する協議の場の設定

県は、複数の市町村による広域連携や隣接する他県の市町村と連携した取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

5 地域クラブ活動の運営モデルの提示

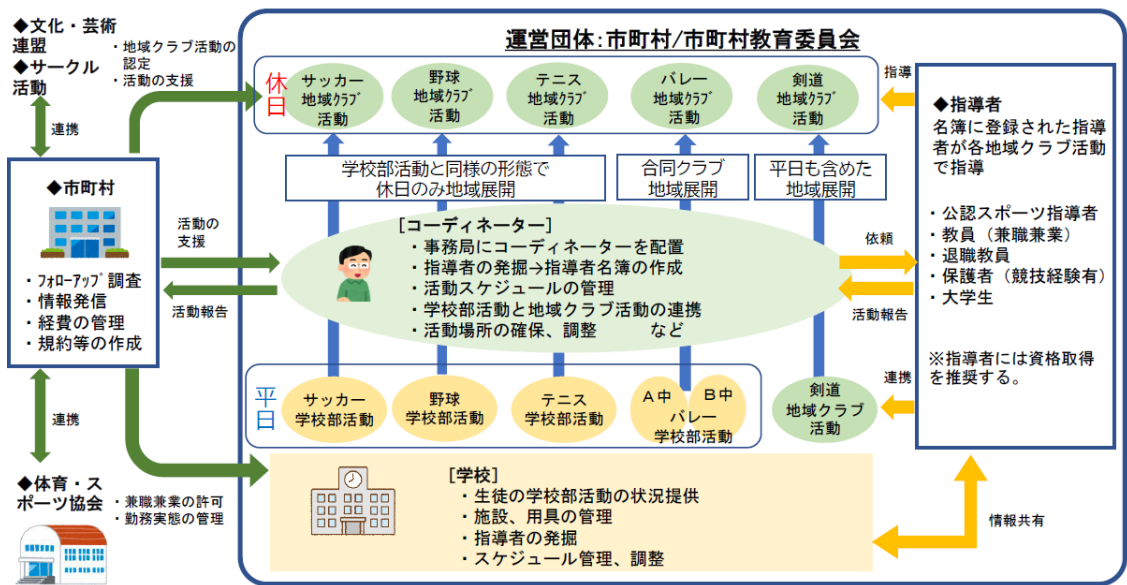
市町村等は実情に応じて、下記(1)～(7)の運営モデルを参考に、創意工夫しながら地域クラブ活動を運営していくことが必要である。

※ (運動・文化)は両方対応。(運動)は運動のみ。

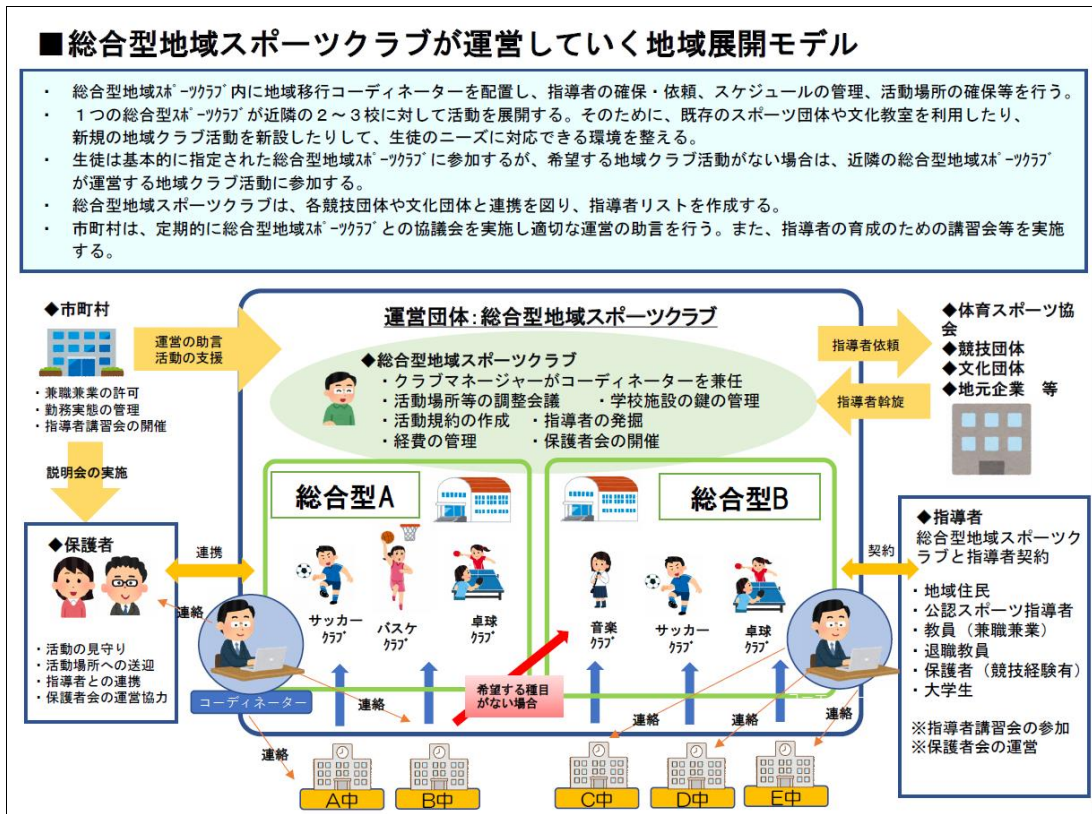
(1) 直営型(運動・文化)

■市町村の運営による地域展開モデル

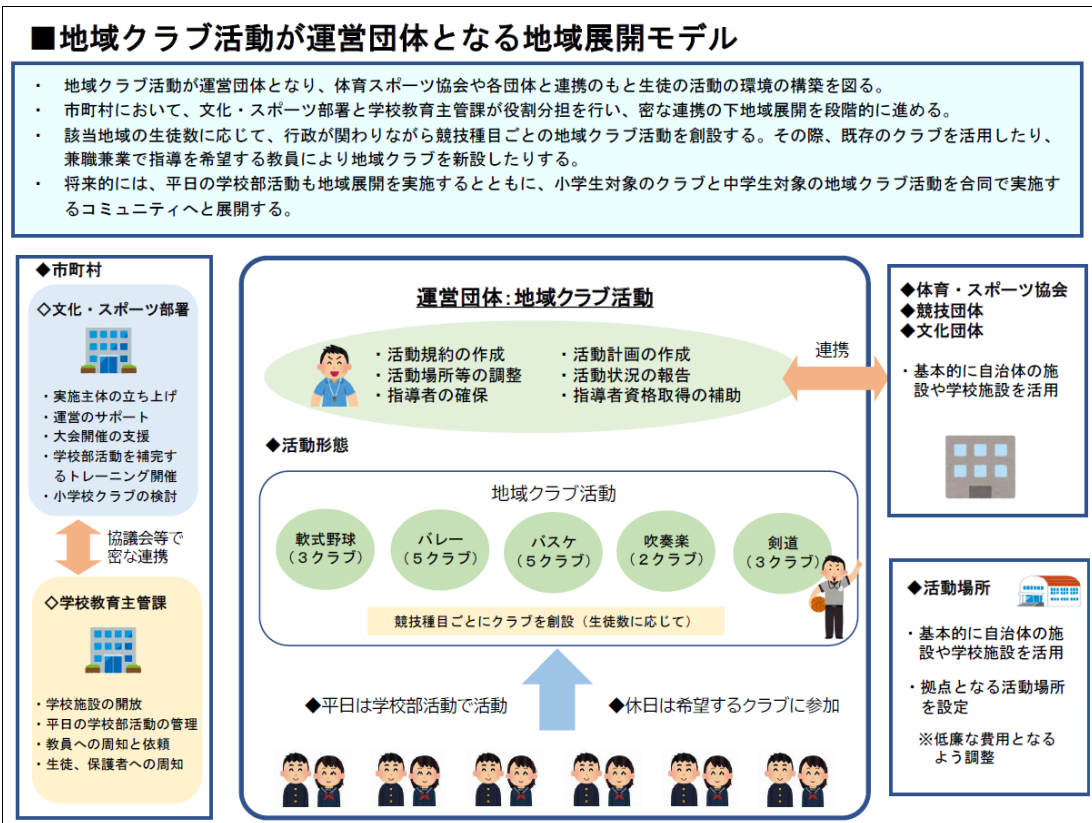
- ・ 市町村が、会費や指導謝金等に係る経費の管理や運営規則等を定める。
- ・ コーディネーターを配置し、指導者の確保や依頼、活動スケジュールの管理、活動場所の確保・調整などを行う。
- ・ 市町村の実情に応じて、実施主体となるクラブを設置し、活動する。
- ・ 指導者については、コーディネーターが地域の人材を確保するとともに、市町村が県人材バンクにアクセスしマッチングを図る。また、指導者の資質・能力の質向上を図るため、資格取得の奨励や県指導者養成カリキュラムの受講を促す。



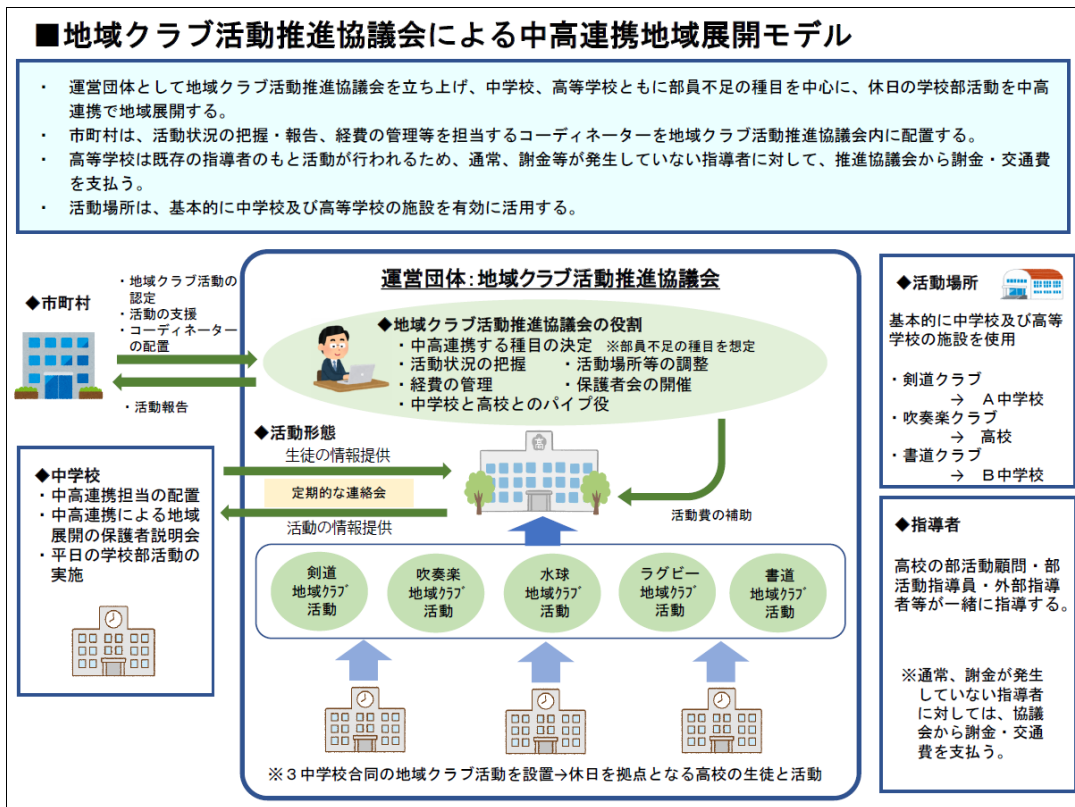
(2) 総合型地域スポーツクラブ運営型(運動・文化)



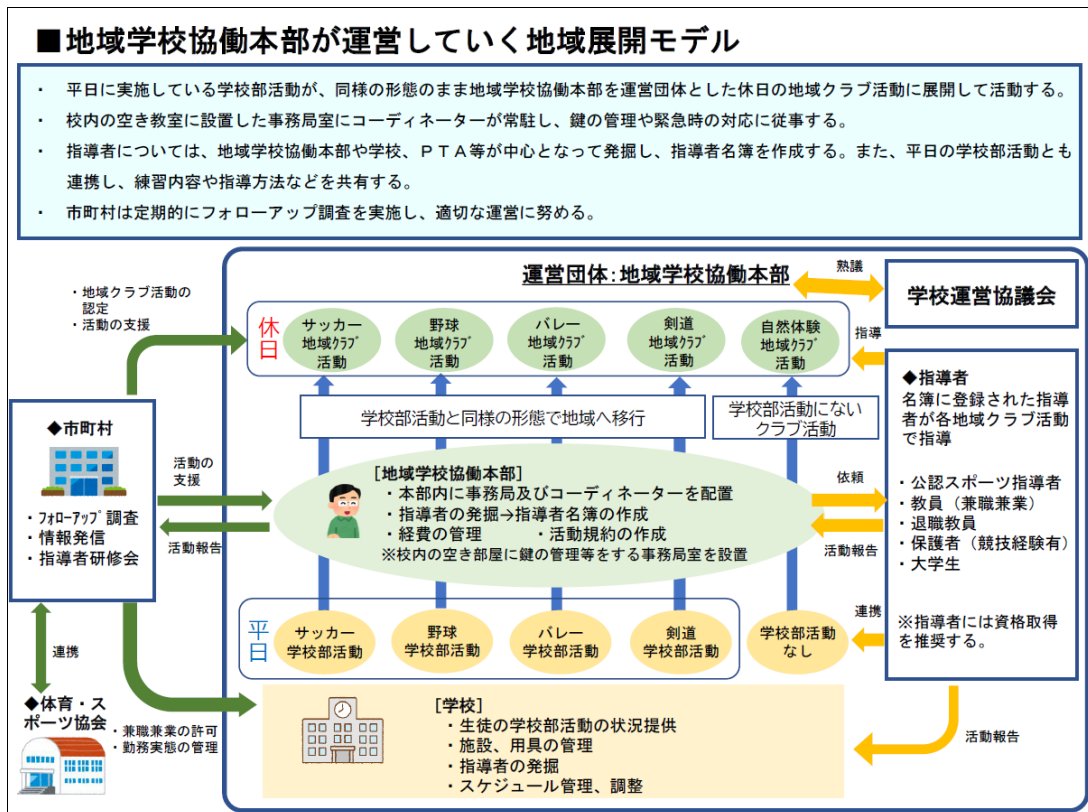
(3) 自主運営型(運動・文化)



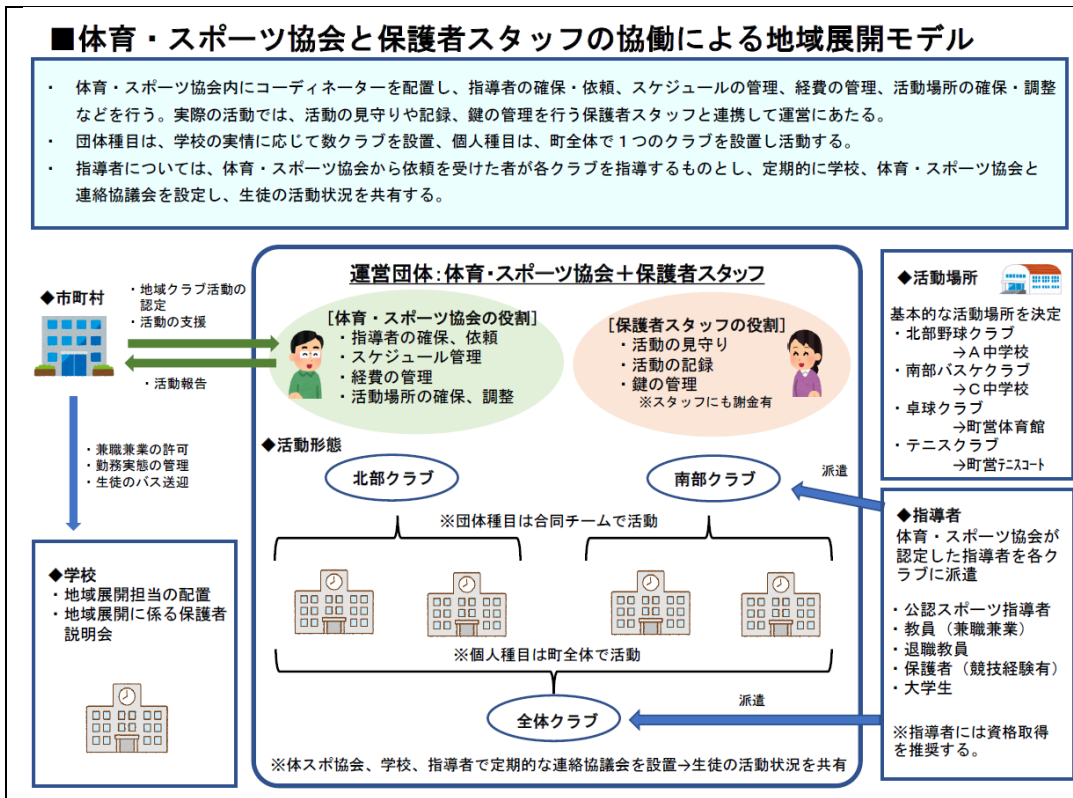
(4) 協議会運営型（運動・文化）



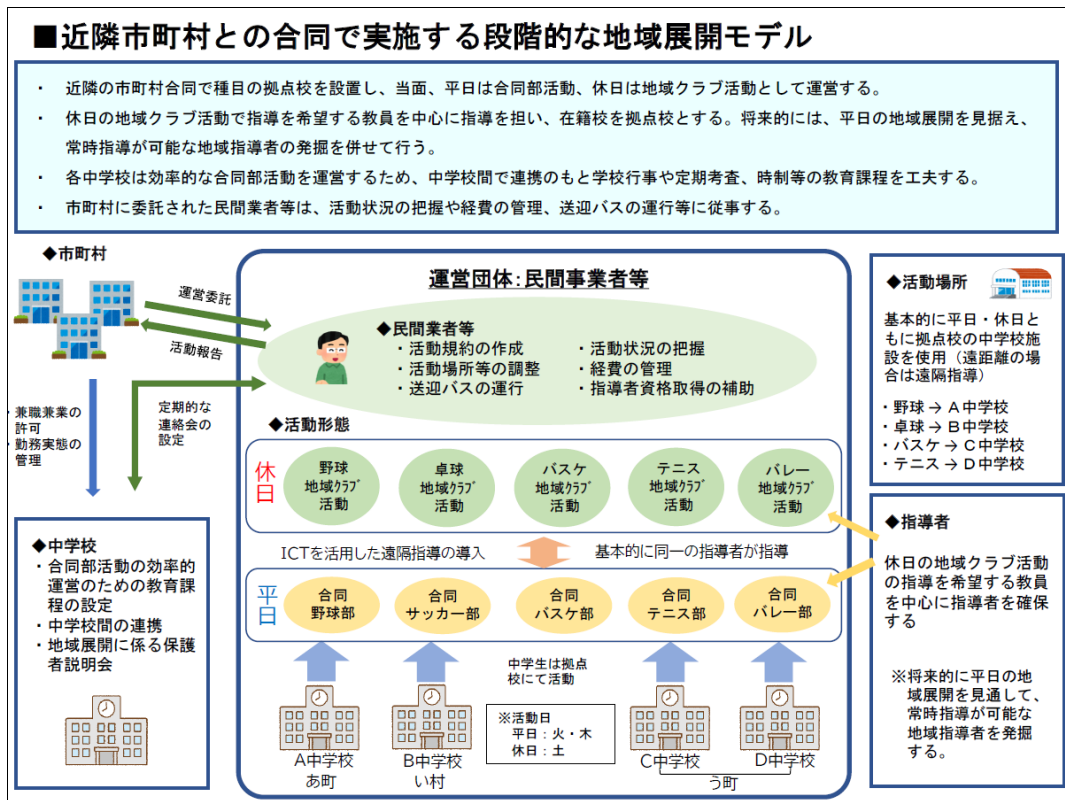
(5) 地域学校協働本部運営型(運動・文化)



(6) 協会運営型（運動）



(7) 広域連携型(運動)

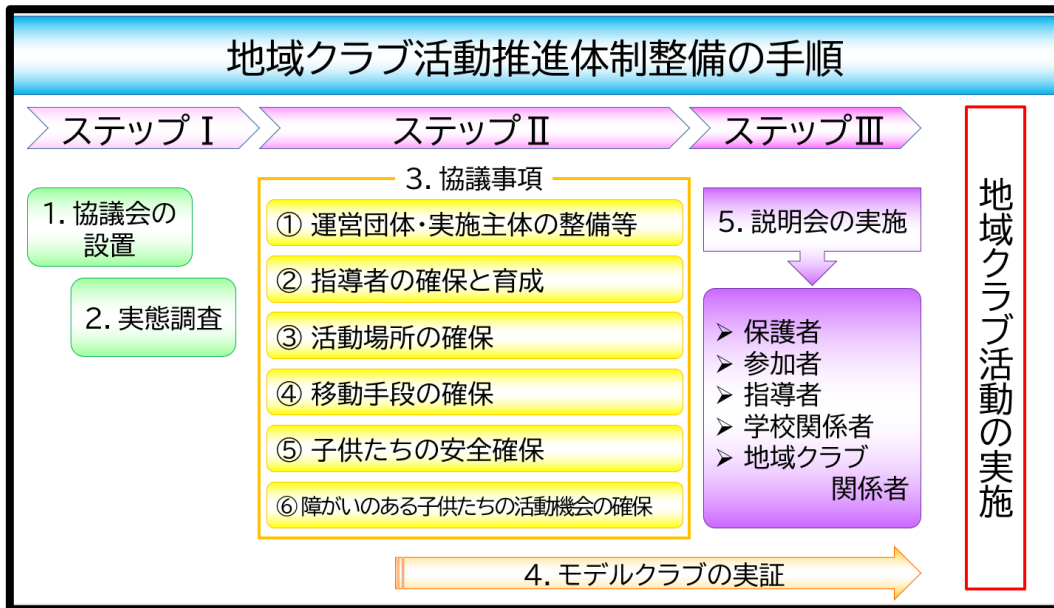


地域展開に向けた県及び市町村の取組

1 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

地域クラブ活動が、学校・地域と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興に寄与することができるよう、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制や組織体制、活動内容等の充実を図る。

(1) 推進体制の整備



福岡県における取組	市町村における取組例
<p>改革に向けたリーダーシップを発揮し、県としての方向性を示すとともに市町村に対するきめ細やかな支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における地域展開の進捗状況についてフォローアップ調査を通じて分析・評価し、把握に努める。 ○ 市町村関係者等が地域展開に関する相談ができるよう、各教育事務所内における相談体制を整える。 ○ 子供たちにとって望ましい地域クラブ活動の運営を継続できるよう、財源確保に係る取組を推進するとともに、国へ財政的支援を要望する。 	<p>改革の責任主体として、地域展開の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会等を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行う。 ○ 教育、スポーツ、文化、福祉、財政等を担当する各部署が一体となり取組を進める。 ○ 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、推進体制を整備する。 ○ 経済的に困窮する家庭への支援等の取組を行う。 ○ 子供たちや保護者に対して地域クラブ活動への加入方法や内容等を周知する。

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事部局や教育委員会、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者で構成する改革協議会等を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討する。 ○ 市町村の課題に対応した知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、地域展開の推進を図る。 ○ 単独では対応が難しい市町村について、効率的・効果的な取組を中心に、広域的な基盤づくりを実施する。 ○ 包括提携協定を結んでいる企業やアスリート雇用に興味を持つ企業、大学等に対して、設備・用具の寄附など協力・支援等を募る仕組みを構築する。 ○ 他県における効果的な移動手段の確保等について、市町村へ情報提供する。 ○ 経済的困窮世帯の参加者に対する財政的支援の在り方について検討する。 ○ 様々な事例に対応できるよう、対応例等を記載した Q & A 等を作成する。 ○ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員協議会と連携・協働を推進する。 ○ 職員の心身の健康を確保する観点から時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の管理について、市町村に対して働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の活用を検討する。 ○ 兼職兼業を希望する教職員への連絡調整を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 時間外在校等時間と地域クラブでの従事時間を管理し、その合計が月80時間を超えず、職員の心身の健康や本務への支障がないと見込まれる場合に、兼職兼業を許可する。(1箇月時間外在校等時間については、各市町村教育委員会が定める管理規則等に留意すること。) ○ 地域クラブ活動における指導に従事する職員から毎月従事時間報告書を提出させ、地域クラブ活動での従事時間を把握し、職員としての時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計が月80時間を超えた場合は、速やかに職員と協議し、翌月以降の時間外勤務や地域クラブ活動での従事時間の縮減を図るなど、職員の心身の健康管理を適切に行う。(翌月以降も改善が図られない場合は許可の取消を行う場合がある。) ○ 企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄付等の支援を受けるための体制を整備する。 ○ 総合型地域スポーツクラブも含めた運営団体・実施主体の体制を整備する。

(2) 各課題への対応

① 運営団体・実施主体の整備

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営主体となり得る団体に対して、法人化を奨励する。 ○ スポーツ団体ガバナンスコードを運営団体・実施主体等に対して周知・徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度や業務委託等を取り入れた学校施設の管理運営を行う。 ○ 公益性の担保、ガバナンスの確立など、地域クラブ活動の運営規則等を適切に策定する。 ○ 運営に関するサポート体制の整備、マネジメント人材、コーディネーターの確保・育成を行う。 ○ 平日・休日の一貫指導に関する取組を推進する。

② 指導者の確保と育成

福岡県における取組	市町村における取組例
<p>【確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県域でのマッチングが可能な指導者人材バンクを整備する。 ○ 有資格者や退職教員、大学生や企業アスリート、地域の芸術家等に対して指導者人材バンクへの登録を奨励する。 <p>【育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県地域クラブ指導者研修の受講を促し、安全・安心な指導の提供に努める。※ 福岡県地域クラブ指導者研修の受講者に修了証を発行する。 ○ 日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会の公認スポーツ指導者資格や競技団体等の公認指導者資格の取得を奨励する。 ○ 指導者に対し、多様な研修の機会を提供する。 	<p>【確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県や市町村の人材バンクを活用し、多様な人材を確保する。 ○ 有資格者や経験者を募集し、幅広い人材の活用に努める。 ※ 近隣に住む大学生・専門学生や、近隣に勤める企業アスリートの活用など ○ 資格や能力等に応じた謝金体系を設定する。 ○ 兼職兼業を希望する教職員等について、許可を行う。 <p>【育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域クラブ活動の指導者向け相談窓口を運営団体内に創設する。 ○ 指導者資格の取得や指導者研修会の受講を奨励する。

③ 活動場所の確保

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立の学校施設、社会教育施設や文化施設等について、利用しやすい環境を整備する。 ○ 地域クラブ活動の認定要件等に基づき、減免申請が可能となる仕組みづくりについて、市町村へ指導・助言する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設等の利用ルールを策定し、有効活用を推進する。 ○ 認定を受けた地域クラブ活動に対して、優先利用や使用料減免等を行う。 ○ 指定管理者制度やICTの活用、DX化の推進等、活動場所の効率的・効果的な管理運営を図る。

④ 移動手段の確保

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域公共交通との連携等、広域的な連携が必要な施策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存のスクールバスやコミュニティバスの有効活用(路線調整含む)を行う。 ○ 地域公共交通との連携等(AI オンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等)を行う。 ○ 地域公共交通計画との連携を検討する。

⑤ 子供たちの安全確保

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に「安全管理・緊急対応マニュアル」等の作成・活用を促す。 ○ 地域クラブ活動の指導者を対象とした体罰・ハラスメント等の防止、インテグリティ、救命処置、熱中症対応、発達段階等に関する研修を推進する。 ○ 運営主体となり得る団体に対して、「こども性暴力防止法」に基づく研修、犯罪事実確認など必要な対応について働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域クラブ活動の認定要件に、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に係る内容を設定する。 ○ 「安全管理・緊急対応マニュアル」等を作成し、指導者研修会等を通じて対応方法を共有する。 ○ 運営団体に対し指導者への研修、安全管理対策、損害賠償保険の加入に関する内容を設置要綱等に明記するよう推進する。 ※「地域クラブ活動において事故が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度保険の取扱いについて」国ガイドライン別冊資料②参照 ○ 体罰・ハラスメント防止、救命処置と熱中症の対応等に関する研修を実施する。 ○ 県が実施する研修会の受講を奨励する。 ○ スポーツ安全保険への加入を徹底する。 ○ 地域クラブ活動でのトラブルに対する相談窓口を創設する。 ○ 不適切行為に関する事象が発生した場合、丁寧なヒアリングや適切な処置をする。 ○ 運営主体となり得る団体に対して、「こども性暴力防止法」に基づく研修、犯罪事実確認など必要な対応について働きかける。

⑥ 障がいのある子供たちの活動機会の確保

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の多様な関係者の参画を推進する。 ○ 障がい者対応指導ツール等^{※1}を活用した指導者の資質・能力の向上を支援する。 ○ D&I^{※2}の具現化に向け、ニュースポーツやアダプテッドスポーツの普及啓発、ゆるスポーツ^{※3}クラブの設置等を奨励する。 ○ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員協議会との連携・協働を推進する。 ○ パラスポーツ体験会への参加を促す。 ○ 県障がい者スポーツ協会やパラスポーツ関係団体との連携・協働を推進する。 ○ 特別支援学校に通う子供及び特別支援学級に在籍の子供に対して障がい者スポーツ大会やコンクール等への参加を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合型地域スポーツクラブも含めた運営団体・実施主体の体制を整備する。 ○ すべての子供たちが希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。 ○ 多様な地域の関係者(県障がい者スポーツ協会等)の参画を促す。 ○ 競技団体と連携し、特別支援学校等の子供たちが参画する地域クラブ活動を設立する。 ○ インクルーシブな活動や体験会を県障がい者スポーツ協会等に委託して実施する。

※1 障がい者対応指導ツール・・・視覚障がい者向け支援ツール(画面読み上げソフト、AIカメラアプリ)や聴覚障がい者・コミュニケーション支援ツール(音声認識・字幕表示アプリ)等、障害特性に合わせて多様な種類が存在する。

※2 D&I・・・ダイバーシティ(Diversity:多様性)とインクルージョン(Inclusion:包括性・受容性)を組み合わせた言葉の略称。

※3 ゆるスポーツ・・・一般社団法人世界ゆるスポーツ協会が提案する、年齢・性別・運動神経に関わらず、だれもが楽しめる新スポーツ。

(3) 子供たちのニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供たちのニーズに応じた活動や競技種目のみならず、技術向上、多様な体験活動、自由な参加型等、体づくり運動などを目的とした活動等のモデルを提示する。 ○ 参加者が主体的に活動する運営・実施モデルを提示する。(P14~17参照) ○ 地域クラブ活動の推進に関する情報を収集することができるよう、プラットフォームを整備する。 ○ 市町村における協議会や地域展開に関する内容を保護者等へ周知する説明会などの開催経費を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供たちのニーズの把握・反映のため、地域クラブ活動に参加しなかった子供も含めアンケート調査を実施する。 ○ 入学説明会等の機会を活用して地域クラブ活動を案内する。 ○ 市町村独自の地域展開関連の情報が一元化されたプラットフォームを整備する。 ○ 子供たちがクラブ運営等に参画する機会・役割を担う活動(子供同士の話し合い、イベント運営等)を設定する。 ○ 子供たちのニーズに応じた活動ができるよう、多様なプログラムの情報を提供する。 ○ 市町村で作成したリーフレットやアンケート集計結果を小・中学校の全保護者にホームページやメール配信等で周知する。

2 大会・コンクールの在り方

地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術に関わるすべての子供たちが、活動の成果発表の場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保するとともに、大会やコンクール等の運営の在り方について検討する。

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中体連大会やコンクールが未開催となり、代替大会等を設定する必要がある場合、県スポーツ協会や競技団体、県文化団体に対して大会等の開催に関する働きかけを行う。 ○ 認定地域クラブ活動等の大会参加に向け、適切な参加基準を設定するよう県中学校体育連盟等に働きかける。 ○ 地域で実施される総合文化祭等の文化芸術に関するイベントにおいて、日頃の成果を発表する機会が確保されるよう実施団体等に働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定地域クラブ活動が、中体連・中文連等が主催(もしくは共催)する大会・コンクール等に出場する際の参加費や旅費等を補助する仕組みを整備する。 ○ スポーツや文化芸術活動を通じた他自治体の子供たちとの交流、指導者の研修、地域の活性化などを主たる目的とした大会・コンクールや体験会等を開催する。 ○ 運営団体を所管する市町村が地域クラブ活動等と学校が連携した大会・コンクール等の機会を検討する。 ○ 大会・コンクール等に引率する指導者のサービスや参加する子供たちの出席等に関する取扱いを整理する。

県中学校体育連盟では地域クラブ活動等の参加資格について、以下の見直しを行っている。

- 地域クラブ活動等の大会参加の認定
- 複数校合同チームの編成規定の緩和
- 拠点校方式の部活動の大会参加規定の策定
- 外部指導者の九州・全国大会への引率・監督規定の緩和

3 平日の地域展開に向けて

実現可能な活動の在り方や各種課題への対応策について検証等を行うとともに、平日・休日を通じた活動を包括的に運営することができるよう、地域の実情等を踏まえながら更なる改革を促進することを目指す。

福岡県における取組	市町村における取組例
<ul style="list-style-type: none">○ 改革実施に向けて必要な経費として、推進体制整備等の補助について検討する。○ 他県や他市町村における先進事例等について、ヒアリング等を通じて情報共有を図る。○ 実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、国の事業を活用し、重点課題の解決に向けた実証事業の実施を促す。○ 平日の地域クラブ活動と学校教育課程を制度的に接続させるモデル例等、実証事業で得た成果や課題を共有する。	<ul style="list-style-type: none">○ 休日と平日との一貫した指導体制について検討する。○ 平日の活動が実現可能なものとなるよう、活動時間を工夫する。○ 活動場所を確保するとともに、学校施設の地域開放を積極的に進める。

関連する法令・制度等

1 学校部活動の地域展開に係る根拠法令

(1) スポーツ基本法(令和7年改正、抜粋)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(2) 公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号、附則〔抜粋〕)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

2 兼職兼業の在り方

地域クラブ活動の指導を希望する教師等が活動できるよう、兼職兼業の許可に係る手続きの円滑化を図る。なお、中学校等の教師等だけでなく、小学校や高等学校、特別支援学校の教師等も含め、幅広い者が希望に応じて円滑に兼職兼業を行うことができるように留意する。

兼職兼業を行う教師等について、服務監督を行う教育委員会等と地域クラブ活動の運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理を実施する。

地域クラブ活動の運営団体・実施主体が営利を目的とする民間企業等の団体である場合 ⇒ 地方公務員法 第38条

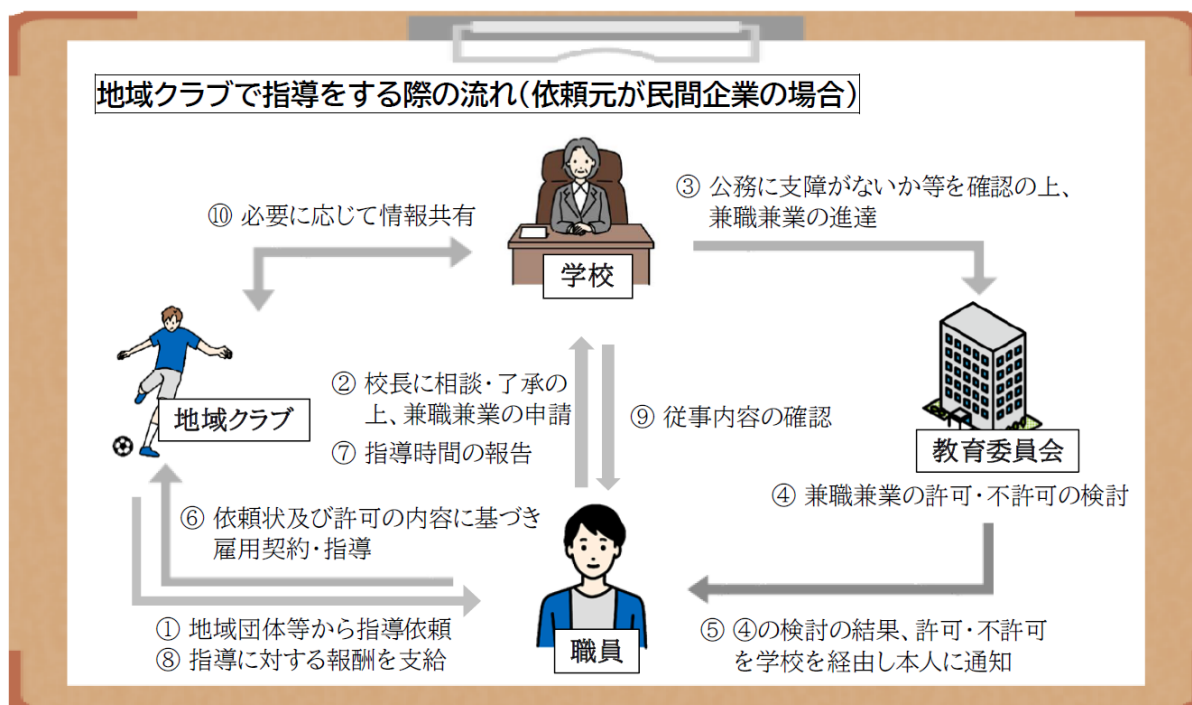
地域クラブ活動の運営団体・実施主体が地方公共団体又は営利を目的としない社会教育関係団体等である場合 ⇒ 教育公務員特例法 第17条

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱い(整理表)

運営主体	自治体	民間団体		
勤務形態	委託(委嘱)	雇用	委託・請負	有償ボランティア
兼職兼業許可	必要	必要	必要	必要
給与等の性質	謝金(報酬)	賃金	売上	謝礼
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無

※36協定:労働基準法第36条

参考:地域クラブ活動で指導をする際の流れ(県 HP 掲載資料) ※県立学校教員向けチラシより抜粋



令和6・7年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」における重点地域の取組

- 多様なスポーツ機会の創出に向けて
—福岡県の「事例」から学ぶ部活動の地域移行に係る手引き—
【福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課】(令和6年度取組)

内容:宗像市・桂川町における取組を紹介



この二次元コード
から閲覧可能



- 地域クラブ運営サポートアプリ(クラブ Link)
【公益財団法人福岡県スポーツ協会】(令和6年度取組)

内容:円滑な地域クラブ活動に必要な子供たちの出欠確認や指導者の勤怠管理などの機能を組み込んだアプリ。部活動改革に伴い、地域クラブ活動の運営をサポートするため、「労務」「連絡網(情報発信)」「会員・会費」等の機能を備えている。



この二次元コード
から閲覧可能



○ 大野城市地域クラブ活動安全安心マニュアル～地域クラブ活動における危機管理と指導～
【大野城市教育委員会】(令和7年度取組)

内容:トレーナー等専門家の知見を活用した安全管理・指導マニュアルを作成。事故・ケガの未然防止から発生時の対応、教育的指導の在り方までを網羅し、指導者の経験や資格に依存しない共通基準を整備。緊急時の判断拠り所としても活用できる実践的内容として整理。



- ・本マニュアルの転載については、許可は必要ありません。
- ・ダウンロードし、編集できるように PowerPoint 資料を公表しています。編集し、使用する場合は「本資料の編集および内容の最終責任は【編集団体名】が負います」と記載してください。

この二次元コードから閲覧可能



【URL】

https://onojoedjp-my.sharepoint.com/:p:/g/personal/gimukyo_onojo-ed_jp/IQCobOHUWTS6S6egLBWofmGyAR811IZmPRy02PK6i1z-TXY

福岡県の取組

○ 福岡県スポーツ・文化活動ポータル






内容:地域クラブ活動の円滑な運営を支援するために、指導者の登録・マッチング機能、地域クラブの情報発信を行う「福岡県スポーツ・文化活動ポータル」を構築。



【URL】 <https://fukuoka-spocul.asfsite.jp/>



関係団体・組織のホームページ

<p>＜スポーツ庁・ポータルサイト＞</p> 	<p>＜文化庁・ポータルサイト＞</p> 
<p>＜福岡県中学校体育連盟＞</p> 	<p>＜福岡県文化団体連合会＞</p> 
<p>＜福岡県スポーツ協会＞</p> 	<p>＜福岡県吹奏楽連盟＞</p> 
<p>＜福岡県スポーツ科学情報センター・ ふくおかスポネット＞</p> 	<p>＜福岡県合唱連盟＞</p> 

各種様式例

●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（ひな型）

（趣旨）

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、●●●市（町村）として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

- 第2条 ●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。
- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
 - 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
 - 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
 - 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - 六 適切な運営体制が確保されていること
 - 七 学校等との連携が適切に行われていること
- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、●●●市（町村）が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。
- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

（認定申請）

- 第3条 ●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、●●●市（町村）認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、●●●市（町村）認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を▲▲▲に提出することにより行うものとする。
- 2 ▲▲▲は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

- 第4条 ▲▲▲は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。
- 2 ●●●市（町村）が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「●●●市（町村）認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

- 第5条 ▲▲▲は、前条第1項の規定による認定をしたときは、●●●市（町村）認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 2 ▲▲▲は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、●●●市（町村）認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

●●●市（町村）
▲▲▲ 殿

団体名
代表者氏名

●●●市（町村）認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

●●●市（町村）認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 ●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 ▲▲▲からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① ●●●市（町村）認定地域クラブ活動認定要件確認書 （様式第2号） ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の 実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等
が求められることがあります。

●●●市（町村）認定地域クラブ活動認定要件確認書

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

- 市（町村）が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障がいのある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}

- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 市（町村）が定める研修を受講し、市（町村）に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること^{※1}

※1 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市（町村）等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市（町村）、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等^{※1}を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること^{※4}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原

則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 市（町村）が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市（町村）が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 市（町村）が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市（町村）や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

●●●市（町村）
▲▲▲ 殿

団体名
代表者氏名

年 月 日

殿

●●●市（町村）

▲▲▲

●●●市（町村）認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定申請について、「●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

（※必要に応じて記載）

以上

年 月 日

殿

●●●市（町村）

▲▲▲

●●●市（町村）認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

以上

●●●市（町村）
▲▲▲ 殿

団体名
代表者氏名

●●●市（町村）認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付で●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

以上

年 月 日

●●●市（町村）
▲▲▲ 殿

団体名
代表者氏名

●●●市（町村）認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

以上

年 月 日

●●●市（町村）
▲▲▲ 殿

団体名
代表者氏名

●●●市（町村）認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定取消しを申し上げます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

以上

年 月 日

殿

●●●市（区町村）

▲▲▲

●●●市（町村）認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで●●●市（町村）認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「●●●市（町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由

以上

(参考) 認定地域クラブ活動指導者の登録にあたって御活用ください。

認定地域クラブ活動指導者登録申請書 (例)

申請日： 年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名		年 齢	申請日時点を記載		
ふりがな					
住 所					
連 絡 先	TEL : 日中連絡のとれる番号を記載 E-mail :				
勤 務 先	勤務先名称 : 勤務先住所 :				
勤務先からの承認	<input type="checkbox"/> 了承済み <input type="checkbox"/> これから確認する <input type="checkbox"/> 事業主のため確認不用 <input type="checkbox"/> その他 ()				
指導可能な競技等					
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数	○○クラブ ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
	指導団体・年数	××クラブ ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
保有資格・免許	保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載				
指導可能地域	<input type="checkbox"/> 都道府県・市・町・内全域 <input type="checkbox"/> ●●地区 <input type="checkbox"/> ●●地域				
指導可能時間帯	<input type="checkbox"/> 土曜午前 <input type="checkbox"/> 土曜午後 <input type="checkbox"/> 日曜午前 <input type="checkbox"/> 日曜午後 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 平日 (●・●・●曜日の● : ●●～● : ●●)				
応募動機					

誓約書（例）

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名

誓約書・内定通知書参考例

1. 誓約書

- 誓約書を通して、特定性犯罪前科の有無等を書面等で明示的に確認することが適当です。
- なお、法施行後は、以下の記載の参考例のうち、「令和8年12月25日までに施行予定の」という文言及び「※なお、本誓約署名時に～」の箇所は削除してください。

（記載の参考例）

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。
2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

...

※裏面にこども性暴力防止法第2条第7項及び第8項の規定（次ページ参照）を掲載する。

※同法第2条第7項第6号（都道府県条例で定める罪）については政令で定めることとなっていることから、参照条文に政令の内容も掲載する。

2. 内定通知書

- 内定取消事由として「重要な経歴の詐称」及び「犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき」を明示することが適当です。
- なお、内定取消事由は、内定後に提出させる誓約書に記載することとしても差し支えありません。

（記載の参考例）

●. 内定取消事由

① ~~~

② ~~~

...

- 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
- 法人から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
- 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い従業員として不適格と法人が判断したとき。
- その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：]

[記載日：]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに, 組織運営に係る情報を積極的に開示することにより, 組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合, ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても, その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

参考:令和7年度 部活動の地域展開に係るアンケート調査(体育スポーツ健康課実施)

○ アンケート項目例(小学校5・6年生保護者)

質問項目	選択等
お住いの市町村を入力してください。	文書入力
お子様の学年を選択してください。	・5年生 ・6年生
現在、スポーツ・文化芸術活動に取り組んでいますか。	・取り組んでいる ・取り組んでいない
上記で「取り組んでいる」と回答した方は選択してください。	・スポーツ活動 ・文化芸術活動 ・スポーツ活動と文化芸術活動
中学校ではスポーツ・文化芸術活動へ参加を希望していますか。選択肢から選んでください。	・学校の運動系部活動 ・学校の文化系部活動 ・地域のスポーツクラブ ・地域の文化クラブ ・まだ決めていない
学校部活動に期待することを選択してください。(複数選択可)	・指導者の技術指導力 ・指導者の教育的指導力 ・友人関係構築(部の雰囲気等) ・活動の機会の確保(練習、大会、コンクール、練習試合等)
学校部活動に参加を希望している場合、【平日】ではどのくらいの活動時間を希望していますか。	・1時間未満 ・1時間 ・1.5時間 ・2時間 ・2.5時間 ・3時間以上
学校部活動に参加を希望している場合、【休日】ではどのくらいの活動時間を希望していますか。	・1時間未満 ・1時間 ・1.5時間 ・2時間 ・2.5時間 ・3時間以上

<p>学校部活動に参加を希望している場合、1 週間の部活動の休養日(部活動の休みの日)を何日程度希望しますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・1日 ・2日 ・3日 ・4日 ・5日以上
<p>【休日】の地域クラブ活動に期待することを選択してください。(複数選択可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な指導による競技力の向上を重視した指導 ・人間性の成長に繋がる教育面を重視した指導 ・活動する子供が楽しく、安全に活動できるような指導 ・多種目が楽しめる新しい活動 ・友人関係構築(部の雰囲気等) ・活動の機会の確保(練習、大会、コンクール、練習試合等) ・その他
<p>上記で「その他」を選択した方は内容を入力してください。</p>	<p>文書入力</p>
<p>【休日】の学校部活動が地域クラブ活動に変わることにの心配や負担を選択してください。(複数選択可(必須))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動顧問(教員)と指導者の指導の違い ・指導者の質や指導方法(行き過ぎた勝利至上主義など) ・会費等の経済的負担 ・学校以外の活動場所までの移動手段や送迎の負担 ・事故やトラブルへの対応や補償 ・他校の生徒との人間関係 ・その他
<p>上記で「その他」を選択した方は内容を入力してください。</p>	<p>文書入力</p>
<p>【休日】の学校部活動が地域クラブ活動となった場合、許容できる参加費等(月額)を入力してください。 ※参加費:講師謝金や消耗品費等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000 円未満 ・1,000 円以上～2,000 円未満 ・2,000 円以上～3,000 円未満 ・3,000 円以上～4,000 円未満 ・4,000 円以上～5,000 円未満 ・5,000 円以上
<p>学校部活動が地域クラブ活動に変わることにの質問や意見があれば入力してください(必須)</p>	<p>文書入力</p>

○ アンケート項目例(中学生用)

【Ⅰ】は全生徒、【Ⅱ】は「地域クラブ活動」に所属している生徒、【Ⅲ】は「学校部活動」に所属している生徒、【Ⅱ】【Ⅲ】は「地域クラブ活動」「学校部活動」両方に所属している生徒が回答して下さい。

項目	質問項目	選択等
【Ⅰ】	お住いの市町村を入力してください。	文書入力
【Ⅰ】	学年を選択してください。	・1年生(7年生) ・2年生(8年生) ・3年生(9年生)
【Ⅰ】	所属している活動(学校部活動、地域クラブ活動等)を選択してください。 (複数選択可)	・学校の運動系部活動 ・学校の文化系部活動 ・地域のスポーツクラブ ・地域の文化クラブ ・所属していない
【Ⅰ】	所属している活動の内容について入力してください。 ※複数ある場合は、以下のように入力してください。 例:運動系部活動 陸上部、地域の文化クラブ 吹奏楽	文書入力
【Ⅱ】	地域のクラブに加入した理由の中で最も当てはまるものを1つ選択してください。	・そのスポーツ・文化活動が好きだから ・そのスポーツ・文化活動の技能を高めたいから ・先輩や友人に勧められたから ・保護者から勧められたから ・優秀な指導者がいたから ・希望する学校部活動がなかったから ・休日について、学校の部活動がそのまま地域クラブ活動になったから ・その他
【Ⅱ】	上記で「その他」を選択した方は理由を入力してください。	文書入力
【Ⅱ】	所属している地域クラブ活動の満足度を選択してください。	・十分満足している ・満足している ・あまり満足していない ・全く満足していない
【Ⅱ】	上記を回答した理由の中で最も当てはまるものを1つ選択してください。	・専門的な指導による競技力の向上を重視した指導 ・人間性の成長に繋がる教育面を重視した指導 ・友人関係(クラブの雰囲気等) ・活動頻度(練習、大会、コンクール、練習試合等) ・活動方針・目的 ・その他

【Ⅱ】	上記で「その他」を選択した方は内容を を入力してください。	文書入力
【Ⅱ】	休日の地域クラブ活動で行われる活 動に期待すること※複数選択可	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の学校部活動と一貫した指導 ・平日の部活動とは異なる内容の指導 ・専門的な技術指導 ・年齢や技術の段階に応じた指導 ・生徒の個性を重視した指導 ・生徒の自立性・自発性 ・大会やコンクールでよい成績を収められる指導 ・幅広い年代の人と一緒にできる活動 ・初めてでも気軽に参加でき、楽しむことを目的としたレクリエーション活動 ・特になし
【Ⅱ】	所属している地域クラブ活動に課題 を感じるものがあれば入力してくだ さい。	文書入力
【Ⅲ】	所属している学校部活動名を入力し てください。	文書入力
【Ⅲ】	入部した理由の中で最も当てはまる ものを1つ選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・そのスポーツ・文化活動が好きだから ・そのスポーツ・文化活動の技能を高めたいから ・先輩や友人に勧められたから ・保護者から勧められたから ・優秀な指導者がいたから ・希望する学校部活動が所属になかったから ・その他
【Ⅲ】	上記で「その他」を選択した方は理由 を入力してください。	文書入力
【Ⅲ】	所属している学校部活動の満足度を 選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分満足している ・満足している ・あまり満足していない ・全く満足していない
【Ⅲ】	上記を回答した理由の中で最も当て はまるものを1つ選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の技術指導力 ・指導者の教育的指導力 ・友人関係(部の雰囲気等) ・活動頻度(練習・大会・コンクール・練習試合等) ・活動方針・目的 ・その他
【Ⅲ】	上記で「その他」を選択した方は理由 を入力してください。	文書入力
【Ⅲ】	1 週間のうち、休養日(部活動の休 み:週2回)をありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回ある ・週1回ある ・週2回の休養日がないことがある

【Ⅲ】	休養日の増減希望はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状よりも増やしてほしい ・現状で十分 ・現状よりも減らしてほしい
【Ⅲ】	【平日】の活動時間(1日平均)を選択してください。 ※○月現在	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間未満 ・1時間 ・1.5時間 ・2時間 ・2.5時間 ・3時間以上
【Ⅲ】	【平日】の活動時間の増減希望はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状よりも増やしてほしい ・現状で十分 ・現状よりも減らしてほしい
【Ⅲ】	【休日】の活動時間(1日平均)を選択してください。 ※○月現在	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間未満 ・1時間 ・1.5時間 ・2時間 ・2.5時間 ・3時間以上
【Ⅲ】	【休日】の活動時間の増減希望はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状よりも増やしてほしい ・現状で十分 ・現状よりも減らしてほしい
【Ⅲ】	【休日】の学校部活動が地域クラブ活動となった場合、参加を希望しますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・参加したい ・どちらとも言えない ・参加したくない ・現在、参加している(中学校3年生で夏までに参加していた場合はこれを選択)
【Ⅲ】	上記を回答した理由を入力してください。	文書入力
【Ⅲ】	【休日】の学校部活動が地域クラブ活動での活動となった場合、どのような活動にしたいですか？(複数選択可(必須))	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な技術指導が受けられる活動 ・大会やコンクールでよい成績が収められる活動 ・幅広い年代の人と一緒にできる活動 ・初めてでも気軽に参加でき、楽しむことを目的としたレクリエーション活動
【Ⅲ】	【休日】の学校部活動が地域クラブ活動となった場合、心配なことはありますか？(複数選択可(必須))	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の顧問の先生と教室・クラブの指導者との指導方法・活動時間や内容の違い ・教室・クラブの指導者や他校の生徒などとの人間関係 ・会費などの負担 ・活動場所までの移動手段 ・その他
【Ⅲ】	上記で「その他」を選択した方は内容を入力してください。	文書入力

○ アンケート項目例(中学生保護者用)

【Ⅰ】は全保護者、【Ⅱ】は「地域クラブ活動」に所属しているお子様の保護者、【Ⅲ】は「学校部活動」に所属しているお子様の保護者が回答して下さい。なお、「地域クラブ活動」及び「学校部活動」の両方に所属しているお子様の保護者は【Ⅱ】【Ⅲ】の両方に回答して下さい。

項目	質問項目	選択等
【Ⅰ】	お住いの市町村を入力してください。	文書入力
【Ⅰ】	お子様の学年を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生(7年生) ・2年生(8年生) ・3年生(9年生)
【Ⅰ】	所属している活動(学校部活動、地域クラブ活動等)を選択してください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の運動系部活動 ・学校の文化系部活動 ・地域のスポーツクラブ ・地域の文化クラブ ・所属していない
【Ⅰ】	所属している活動の内容について入力してください。 ※複数ある場合は、以下のように入力してください。 例:運動系部活動 陸上部、地域の文化クラブ 吹奏楽	文書入力
【Ⅱ】	地域のクラブに加入した理由(お子様の希望以外)の中で最も当てはまるものを1つ選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・そのスポーツ・文化活動が好きになってほしいから ・そのスポーツ・文化活動の技能を高めてほしいから ・先輩や友人に勧められたから ・優秀な指導者がいたから ・希望する学校部活動がなかったから ・休日について、学校の部活動がそのまま地域クラブ活動になったから ・その他
【Ⅱ】	上記で「その他」を選択した方は理由を入力してください。	文書入力
【Ⅱ】	所属している地域クラブ活動の満足度を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分満足している ・満足している ・あまり満足していない ・全く満足していない
【Ⅱ】	上記を回答した理由の中で最も当てはまるものを1つ選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の技術指導力 ・指導者の教育的指導力 ・友人関係(クラブの雰囲気等) ・活動頻度(練習、大会、コンクール、練習試合等) ・活動方針・目的 ・経済的負担 ・その他

【Ⅱ】	上記で「その他」を選択した方は内容を入力してください。	文書入力
【Ⅱ】	【休日】の地域クラブ活動で行われる活動に期待することを選択してください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の学校部活動と一貫した指導 ・平日の学校部活動とは異なる内容の指導 ・専門的な技術指導等 ・発達段階に応じた指導 ・生徒の個性を重視した指導 ・生徒の自立性・自発性 ・大会やコンクールでよい成績を収められる指導 ・幅広い年代の人と一緒にできる活動 ・初めてでも気軽に参加でき、楽しむことを目的としたレクリエーション活動 ・特になし
【Ⅱ】	【休日】の地域クラブ活動の参加費(月額)を選択してください。 ※参加費:講師謝金や消耗品費等 ※年会費の場合は月額に換算してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・負担なし ・1,000 円未満 ・1,000 円以上～2,000 円未満 ・2,000 円以上～3,000 円未満 ・3,000 円以上～4,000 円未満 ・4,000 円以上～5,000 円未満 ・5,000 円以上
【Ⅱ】	【休日】の地域クラブ活動の参加費(月額)への金銭的負担感がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・負担を感じる ・負担は感じない
【Ⅱ】	所属している地域クラブ活動に課題を感じるものがあれば入力してください。	文書入力
【Ⅲ】	所属している学校部活動への満足度を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・十分満足している ・満足している ・あまり満足していない ・全く満足していない
【Ⅲ】	上記と回答した理由で最も当てはまるものを1つ選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の技術指導力 ・指導者の教育的指導力 ・友人関係(部の雰囲気等) ・活動頻度(練習、大会、コンクール、練習試合等) ・活動方針・目的 ・部費等の経済的負担 ・その他
【Ⅲ】	上記で「その他」を選択した方は内容を入力してください。	文書入力
【Ⅲ】	部費(月額)を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収なし ・1,000 円未満 ・1,000 円以上～2,000 円未満 ・2,000 円以上～3,000 円未満 ・3,000 円以上～4,000 円未満 ・4,000 円以上～5,000 円未満 ・5,000 円以上

【Ⅲ】	部費の徴収について金銭的な負担感を感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・負担を感じる ・負担は感じない
【Ⅲ】	【休日】の学校部活動が地域クラブ活動となった場合、参加させますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・参加させたい ・どちらとも言えない ・参加させたくない ・現在、参加させている(中学校3年生で夏までに参加していた場合はこれを選択)
【Ⅲ】	上記を回答した理由を入力してください。	文書入力
【Ⅲ】	【休日】の学校部活動が地域クラブ活動となった場合、許容できる参加費等(月額)を入力してください。 ※参加費:講師謝金や消耗品費等	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000 円未満 ・1,000 円以上～2,000 円未満 ・2,000 円以上～3,000 円未満 ・3,000 円以上～4,000 円未満 ・4,000 円以上～5,000 円未満 ・5,000 円以上
【Ⅲ】	【休日】の学校部活動が地域クラブ活動となった場合への心配や負担等を選択してください。(複数選択可(必須))	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動顧問(教員)と指導者の指導の違い ・指導者の質や指導方法(行き過ぎた勝利至上主義など) ・会費等の経済的負担 ・学校以外の活動場所までの移動手段や送迎の負担 ・事故やトラブルへの対応や補償 ・他校の生徒との人間関係 ・その他
【Ⅲ】	上記で「その他」を選択した方は内容を入力してください。	文書入力
【Ⅲ】	学校部活動から地域クラブ活動に変わることに関する質問や意見があれば入力してください。	文書入力

○ アンケート項目例(教職員用)

質問項目	選択等
勤務されている市町村を入力してください。	文書入力
年齢を選択してください。	・20代 ・30代 ・40代 ・50代 ・60代以上
役職を入力してください。	文書入力
担当教科等(必須)を選択してください。	・国語・数学・社会・理科・外国語・音楽 ・美術・保健体育・技術・家庭・その他
学校部活動の地域展開に関する情報について、あてはまるものを選択してください。(複数選択可(必須))	・福岡県の「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を読んだことがある。 ・所属する市町村が公開している学校部活動の地域移行に向けた方針(ガイドライン)等を読んだことがある。 ・学校で管理職等から説明があった。 ・同僚との会話で話題になることがある。 ・所属する市町村の地域展開に関する方針や進捗状況等は知らない。
福岡県が作成する地域クラブ活動の構築に向けたガイドラインにおいて、記載してほしい内容等があれば入力してください。 ※任意	文書入力
担当している学校部活動の種別を選択してください。※「現在、部活動を担当していない」を回答した人はここで終了です。	・運動系部活動 ・文化系部活動 ・現在、学校部活動を担当していない。
担当している学校部活動名を入力してください。	文書入力
現在担当している学校部活動の競技(活動)歴はありますか。	・ある ・ない
現在担当している学校部活動について、やりがいを感じていますか。	・やりがいがある ・どちらかといえばやりがいがある ・どちらかというやりがいがない ・やりがいがない
現在担当している学校部活動について、実技指導に対する自信はありますか。	・かなり自信がある ・やや自信がある ・あまり自信がない ・全く自信がない
現在担当している学校部活動の生徒は自主的・自発的に活動できていますか。	・かなりできている ・ややできている ・あまりできていない ・できていない

スポーツや文化活動の指導をするにあたって、技術等を学んだ者による指導は重要だと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・かなり重要である ・やや重要である ・あまり重要でない ・全く重要ではない
【休日】の学校部活動に関わることでの負担感がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・かなり負担になっている ・やや負担になっている ・あまり負担になっていない ・まったく負担になっていない
部費(月平均)の徴収金額を選択してください。 ※保護者会での徴収含む	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収していない ・～500円 ・501円～1,000円 ・1,001円～2,000円 ・2,001円～
部費の用途を入力してください。	文書入力
1週間の休養日(部活動の休み)の日数を選択してください。 ※ここでのいう休養日(部活動の休み)とは、完全に休みの日であり、自主的にストレッチをする日等は除きます。	<ul style="list-style-type: none"> ・週1日 ・週2日 ・週3日 ・週4日 ・週5日以上
休養日の増減希望を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状よりも増やしたい ・現状で十分 ・現状よりも減らしたい
上記を回答した理由を入力してください。	文書入力
【平日】の活動時間(1日平均)を選択してください。 ※〇月現在	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間未満 ・1時間 ・1.5時間 ・2時間 ・2.5時間 ・3時間以上
【平日】の活動時間の増減希望を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状よりも増やしたい ・現状で十分 ・現状よりも減らしたい
上記を回答した理由を入力してください。	文書入力
【休日】の活動時間(1日平均)を選択してください。 ※〇月現在	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間未満 ・1時間 ・1.5時間 ・2時間 ・2.5時間 ・3時間以上
【休日】の活動時間の増減希望を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状よりも増やしたい ・現状で十分 ・現状よりも減らしたい
上記を回答した理由を入力してください。	文書入力

部活動指導員や外部指導者へ学校部活動の指導を依頼することについての意向について選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに依頼している ・依頼したい ・依頼する必要はない ・どちらとも言えない
【休日】の学校部活動が地域クラブ活動に変わることについて、賛否等を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成 ・どちらかと言えば賛成 ・どちらかと言えば反対 ・反対 ・どちらでもよい
【休日】の学校部活動が地域クラブ活動に変わった場合の関わり方について選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材に任せたい ・兼職兼業の許可を得た上で自分が指導したい ・どちらともいえない ・現在、兼職兼業の許可を得て指導している
【平日】の学校部活動において、問題・課題だと考えられる内容を選択してください。(複数選択可(必須))	<ul style="list-style-type: none"> ・校務が忙しくて思うように指導できない ・自分の実技指導力不足 ・自分の研究や自由な時間等の妨げになっている ・施設・設備等の不足 ・部員数が少ない ・部活動指導員や外部指導者を確保することが難しい ・部活動指導員や外部指導者との連携した指導体制を構築することが難しい ・保護者の対応 ・部費の管理 ・残業代が出ない ・問題・課題はない ・その他
上記で「その他」を選択した方は内容を入力してください。	文書入力
【休日】の学校部活動が地域クラブ活動に変わることへの心配や負担等について、考えられるものを選択してください。(複数選択可(必須))	<ul style="list-style-type: none"> ・受け皿となる団体や指導者の確保 ・部活動顧問(教員)と指導者の指導の違い ・指導者の質や指導方法(行き過ぎた勝利至上主義など) ・平日の学校部活動との接続 ・兼職兼業している教員としていない教員との職務や待遇の差 ・大会やコンクール等への参加や引率について ・会費等の経済的負担 ・学校以外の活動場所までの移動手段や送迎の負担 ・事故やトラブルへの対応や補償 ・他校の生徒との人間関係 ・その他
学校部活動が地域クラブ活動に変わることについての質問や意見を入力してください。(必須)	文書入力

【休日】の学校部活動が地域クラブ活動に変わること(変わったこと)で感じることを選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・良い ・どちらかと言えば良い ・どちらかと言えば良くない ・良くない ・どちらとも言えない
上記を回答した理由を入力してください。	文書入力
【休日】の学校部活動が地域クラブ活動に変わったことに伴い、自身の働き方は改善されましたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・改善された ・どちらかという改善された ・改善されていない ・変わっていないので、わからない。
上記を回答した理由を入力してください	文書入力
【平日】の学校部活動が地域クラブ活動に変わることについての考えを選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・変わったほうがよい ・どちらかといえば変わったほうがよい ・どちらかといえば変わらないほうがよい ・変わらないほうがよい
上記を回答した理由を入力してください。	文書入力